



## 景観法等に関する最近の動向について

国土交通省 都市局  
公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室

# I. 景観法の運用状況

# 1 景観法の概要 個別制度

## 景観行政団体 562団体

都道府県(47都道府県)、政令市(20市)、中核市(41市)及び都道府県との協議を経たその他の市町村(454団体)

### 景観協議会

12組織

景観計画区域内の良好な景観形成に向けて、行政と住民等が協働で取り組むための組織



[オープンカフェの取組例]

### 景観整備機構

延べ90法人

- ・NPO法人や一般社団法人、一般財団法人を指定
- ・住民活動の支援や調査研究等の業務を実施



[まちづくりセミナーの取組例]

ソフト面の支援

### 景観計画 338団体

(都市計画区域外を含め、全国で策定可能)

- ・区域と方針、行為ごとの規制内容等を定める
- ・届出に対する勧告(形態意匠(色やデザイン)については変更命令も可能)

### 景観協定

26件

住民等の全員合意により様々なルールを設定



### 景観重要建造物・樹木

726件

景観上重要となる建築物等を指定し積極的に保全(現状変更許可)



### 景観地区 35地区

(都市(準都市)計画区域内)

- ・都市計画として市町村が決定
- ・建築物の形態意匠や高さ、壁面位置等の規制が可能
- ・工作物の設置や土地の形質変更等の規制も可能



### 準景観地区 3地区

(都市(準都市)計画区域外で景観計画区域内)

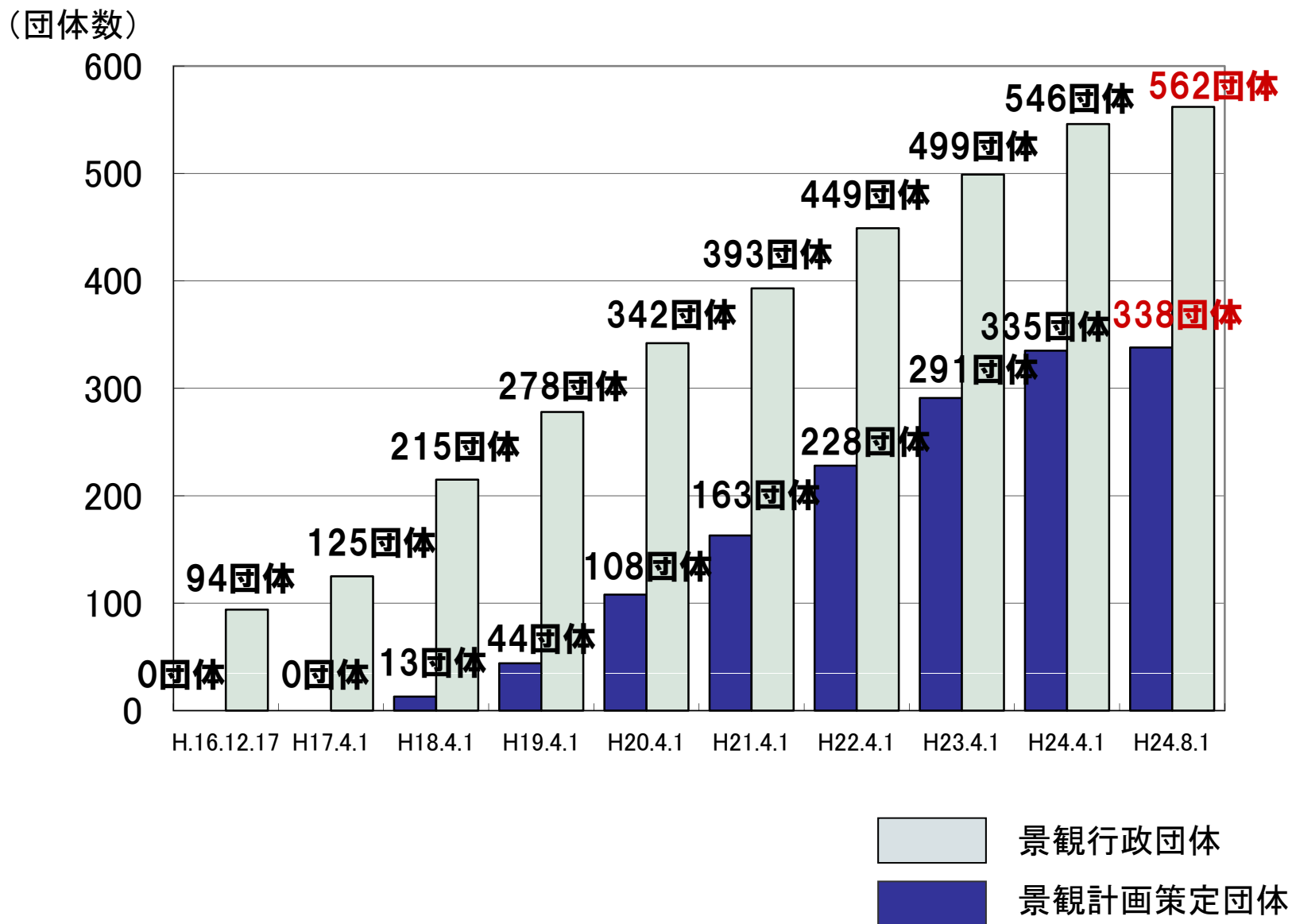
- ・市町村が指定
- ・条例を定めて、景観地区に準じた規制を実施

規制緩和措置の活用

屋外広告物法との連携

数字は、平成24年8月1日時点の施行状況

## 2 景観行政団体及び景観計画策定団体の推移 (H24.8.1現在)

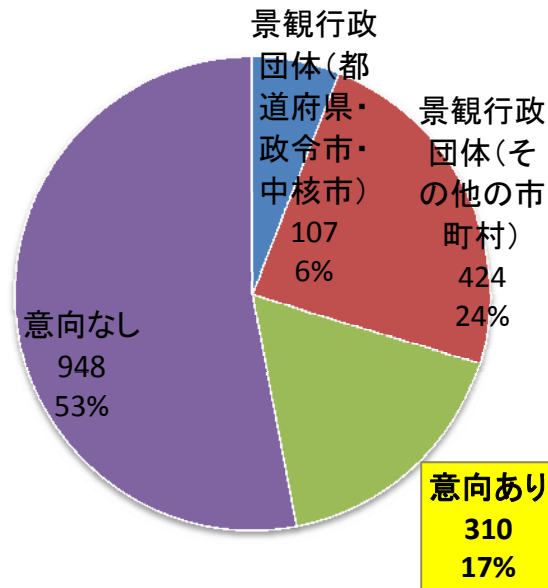


### 3 景観法の活用意向等（景観行政団体になる意向）

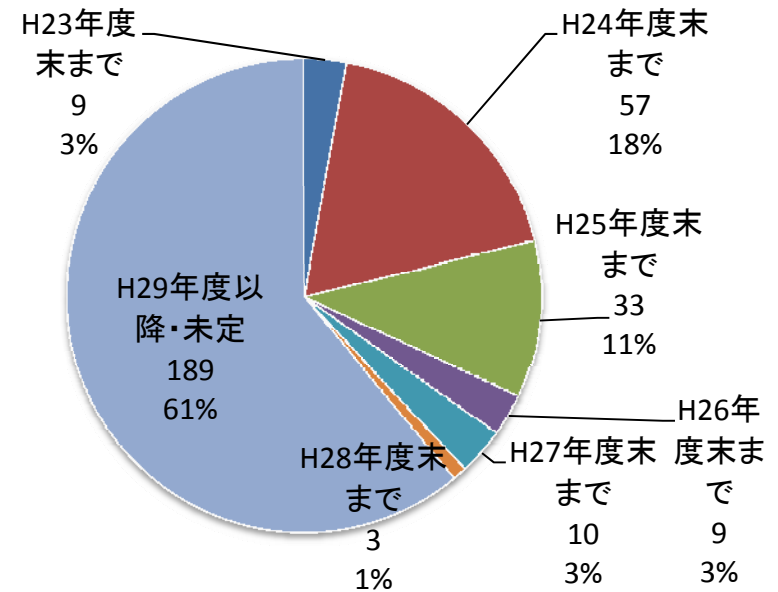
法定景観行政団体（都道府県を含む）と合わせ、**841団体（全地方公共団体の47%）**が景観行政団体となる見込み（時期未定含む）

法定景観行政団体以外の市町村の内  
 すでに景観行政団体である団体数…… 424団体  
 今後なる意向のある団体数…………… 310団体  
 （合計 734団体）

景観行政団体になる意向



景観行政団体になる意向がある団体の移行予定(希望)時期

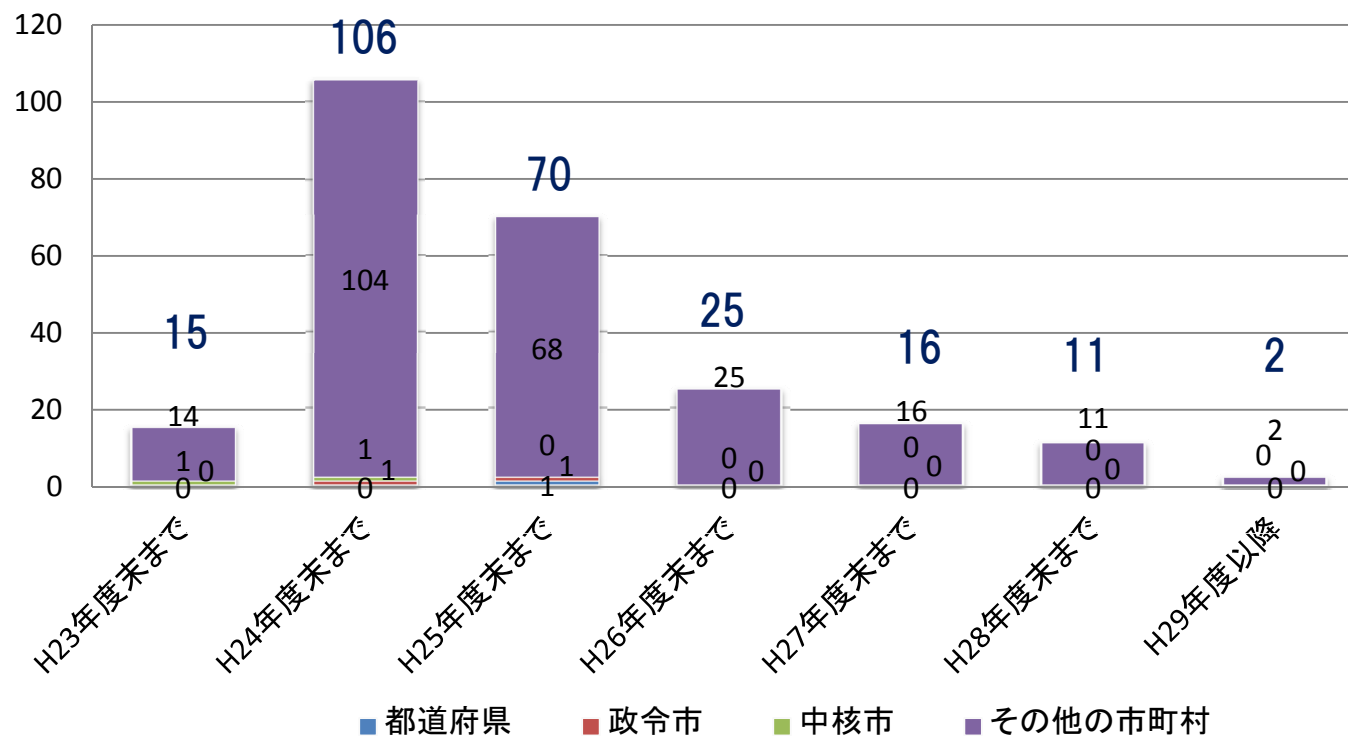


### 3 景観法の活用意向等（景観計画の策定意向）

平成28年度末までに、243の地方公共団体が景観計画を策定する意向。その時点で、政令市は19団体全てが景観計画を策定する予定で、中核市は41団体中37団体が策定することになる予定。

※平成24年3月1日時点

#### 景観計画策定意向



## II. 広域的景観形成について

# 0 はじめに

## 検討背景

景観法においては一の行政区域について景観行政に責任を持つ地方公共団体を定める仕組みとして「景観行政団体」という概念を設けている。



優れた景観のなかには、複数の地方公共団体の行政区域間にわたる広域的景観も存在するが、景観法上は、景観行政団体の性格上、このような広域的景観の形成のみに限った制度上の措置はない。

## 検討の実施

- ・全地方公共団体を対象としたアンケート調査の実施
- ・先行して広域的景観の形成に取り組む地方公共団体の取組状況の把握
- ・学識経験者及び地方公共団体の景観行政担当者で構成される懇談会において議論

＜良好な景観形成検討懇談会＞（※1 平成22年度委員 ※2 平成23年度委員）

委員長	卯月 盛夫	早稲田大学	教授
委員	北村 喜宣	上智大学	教授
委員	小浦 久子	大阪大学	准教授
委員	中井 検裕	東京工業大学	教授
委員	福井 恒明	東京大学大学院	特任准教授
委員	中島 昭寛	滋賀県土木交通部都市計画課	課長補佐(※1)
委員	鶴田 洋久	小田原市都市部	景観担当課長(※1)
委員	伴野 光三	滋賀県土木交通部都市計画課	課長補佐(※2)
委員	服部 隆	各務原市都市建設部都市計画課	参事(景観政策室長)(※2)

## 検討結果

複数地方公共団体関係する広域的景観形成であるがゆえの課題について、以下の2点を主要な論点として抽出し、先進事例等をもとに整理。

- ・広域的景観に関連する複数の地方公共団体間でいかに連携・協調を図るか
- ・都道府県がいかに適切にその役割を果たすか



## 1-1 広域的景観とその価値について

広域的景観には、山・山並み、河川、湖、海岸線、田園風景、歴史的な街道等があげられ、当該景観に係わる複数の地域では、固有の地形、気候等の自然環境、歴史や生活・文化等に共通性を持つ場合が多い。

以下の例のように日常生活との接点もすくなくない。

- ・筑後川の流域では、豊富な水資源を背景とし、上流・中流・下流ごとの地形を活かした田園地域が形成され、また、稲作を活用した酒造業が流域に広がっている。
- ・シンボルとなる山や海辺がよく見える場所で、富士見台や富士見坂、汐見台等と呼ばれる地名が付けられている
- ・街路の延長線上に信仰の対象となる山がくるような象徴的な街路空間とする「山アテ」の設計手法が用いられている
- ・シンボルとなる山を眺めて、心を落ち着けたり、明日の天気を予測する

このような広域的景観は、その影響の範囲や程度が大きく、それに応じた重要な価値を有している。

## 1-1 広域的景観とその価値について

### ■広域的景観の価値を示した例

「いしかわの山や海の風景は、一人一人の心に焼きつくふるさとの原風景である。いしかわには、古の時代から、崇敬され、親しまれてきた白山とそれに連なる山並み、加賀から能登にわたる日本海の海岸線など多彩な地形が織りなす豊かな自然景観や、人々の生活の営みが息づくのどかな里山や田園、落ち着いた風情を醸し出す伝統的な街並みなどの文化的な景観がある。

これらは、いしかわ固有の自然と歴史や文化に培われた風土の中で、永々と人々の生活や生業が積み重ねられて形づくられた美しく個性的な景観となっており、まさに、かけがえのない県民共通の誇るべき財産である。」

いしかわ景観総合条例(石川県)抜粋

### 山・山並み



出典:いしかわ景観づくりガイドブック

### 海岸



出典:いしかわ景観づくりガイドブック

## 1-2 広域的景観形成の意義と目的等

### (1) 広域的景観形成の意義等

○単独の地方公共団体の取組だけでは意味がないまたは解決できない課題への対応

→複数の地方公共団体が連携協調することによって実現が期待できる。

例：河川や湖の水質の保全による景観形成や行政界をまたぐ眺望景観形成

○地方公共団体ごとにバラバラに取り組んでは非効率または効果が限定的な課題への対応

→複数の地方公共団体が連携協調することによって相乗効果が期待できる。

例：観光資源である優れた景観を有する山を案内する統一したサイン等の整備による景観形成

## 1-2 広域的景観形成の意義と目的等

### (2) 広域的景観形成の効果や目的意識の共有等

- 広域的景観は、複数の景観行政団体が関わる広がりのある景観であり、その景観に関わる複数の地域においては地形、気候、歴史や生活・文化等に共通性はあるものの、それぞれの地域と広域的景観との関係は(眺望場所と眺望対象との関係や広がりの中での位置などから)、多様である。
- 広域的景観の歴史的社会的に認識されてきた価値や、新たに地域で見出した価値を確認し、それらに関係する地方公共団体や住民等で共有することから始めることが大切である。
- 広域的景観の価値を共有することによって、関係する地方公共団体等は、その保全の取組を将来的な地域の活性化や観光促進といった共通課題への対応につながる取組と位置づけ、協調して取り組むことができるようになると考えられる。
- また、広域的景観に関わる複数の地域においては、それぞれの地域に見る立場と見られる立場が生まれる。そのとき、それらの共通課題を共有することにより、それぞれの地域での取組を広域的景観の価値からとらえ直したり、地域の新たな景観の価値創出につなげたりできるようになることが期待される。<sup>12</sup>

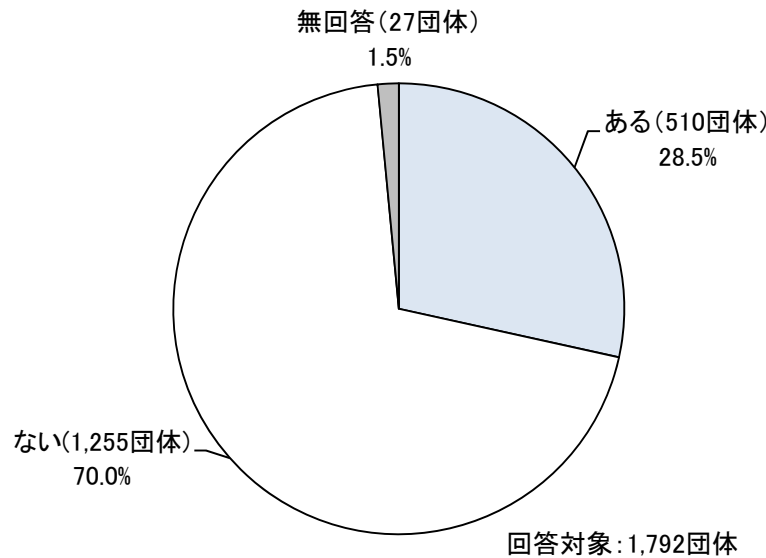
# 1-3 広域的景観と景観形成の取組の概況

## (1) 広域的景観の概況

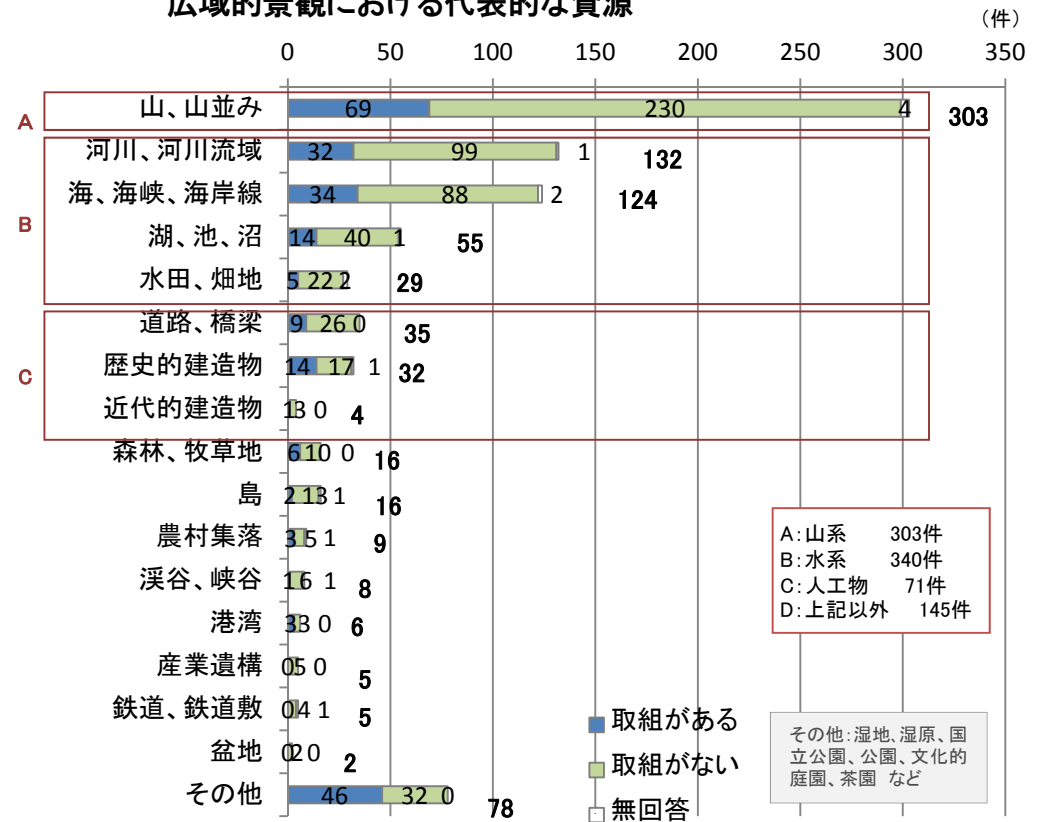
○優れた広域的景観数  
510地方公共団体・803件（単純合計）

○広域的景観資源の種類  
自然的景観が多い。

優れた広域的景観の有無



広域的景観における代表的な資源



<アンケートの実施概要>

- ・対象: 全国の全ての地方公共団体(1,792団体) ・時期: 平成23年9月 ・回答: 1,765団体(回答率98.5%)
- ・『広域的景観』の定義…「区域が行政界をまたぐか、行政界をまたいで眺望される景観」

## 1 広域的景観について

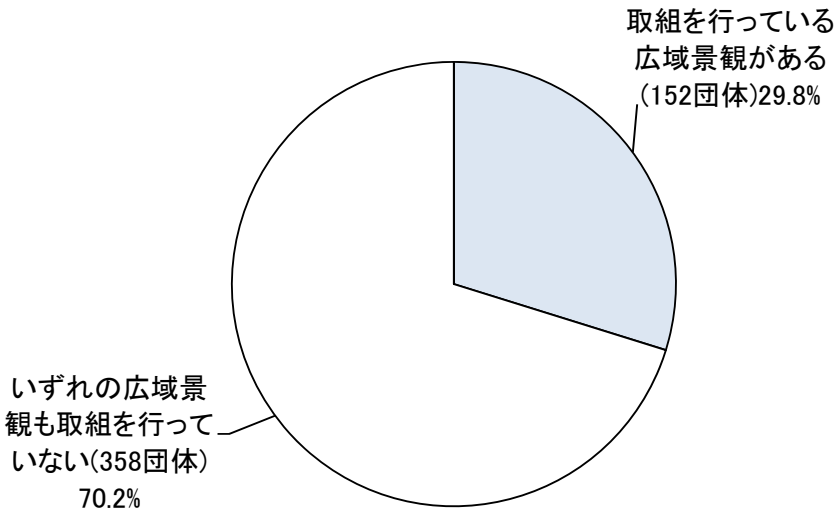
## 1-3 広域的景観と景観形成の取組の概況

## (2) 広域的景観形成の取組概況

○広域的景観形成の取組の有無  
 広域的景観があると回答したうち、  
 取組があるのは152団体・228件

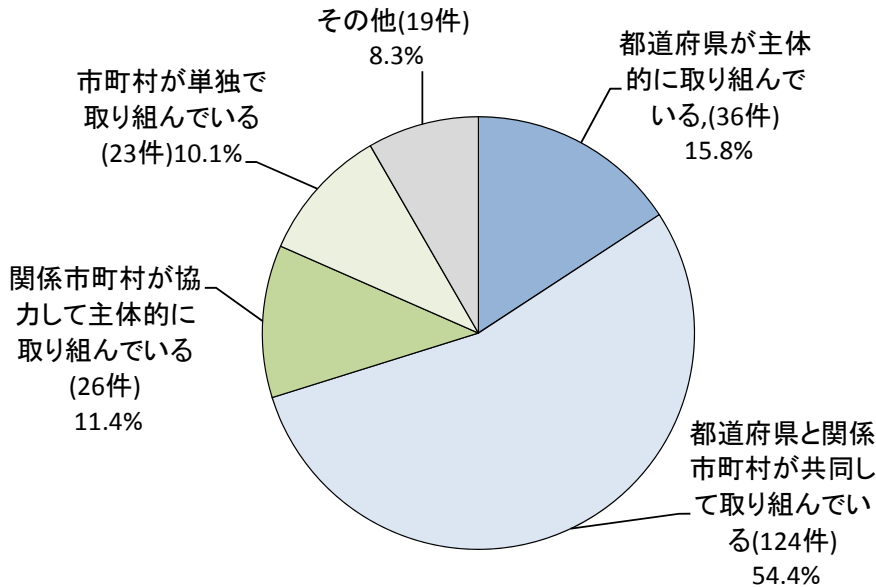
○広域的景観形成の取組の主体  
 都道府県が関与しているケースが比  
 較的多い。

広域的景観の取組の有無



回答対象：優れた広域的景観があると回答した510団体

広域的景観形成の取組の主体



回答対象：優れた広域的景観があり、広域的景観形成の取組がある228件

## 1 広域的景観について

## 1-3 広域的景観と景観形成の取組の概況

## (2) 広域的景観形成の取組概況

## ○取組内容と連携状況

「景観計画による規制・誘導」、「景観形成の基本的考え方やガイドライン等の策定・周知」、「イベントや広報の実施」、「景観法に基づく協議会」以外の行政・関係事業者等で構成する協議会等の場における広域景観形成のための協議・調整」が多く、全てについて半数以上で地方公共団体間の連携が図られている。

広域的景観形成の取組内容と連携状況



回答対象：優れた広域的景観があり、広域的景観形成の取組がある228件

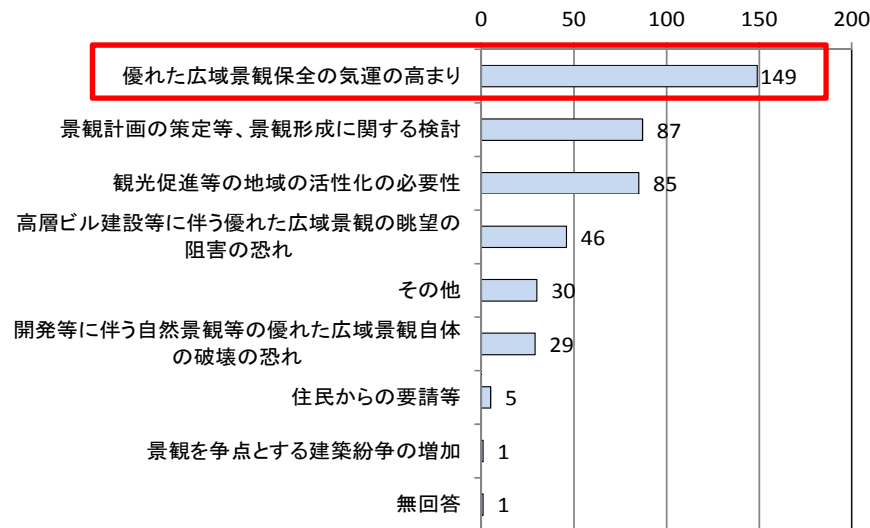
# 1-3 広域的景観と景観形成の取組の概況

## (3) 広域的景観形成に取り組むきっかけ、必要と考えられること、取り組めない理由

○広域的景観形成に取り組むきっかけ  
 「優れた広域景観保全の機運の高まり」が最も多い。

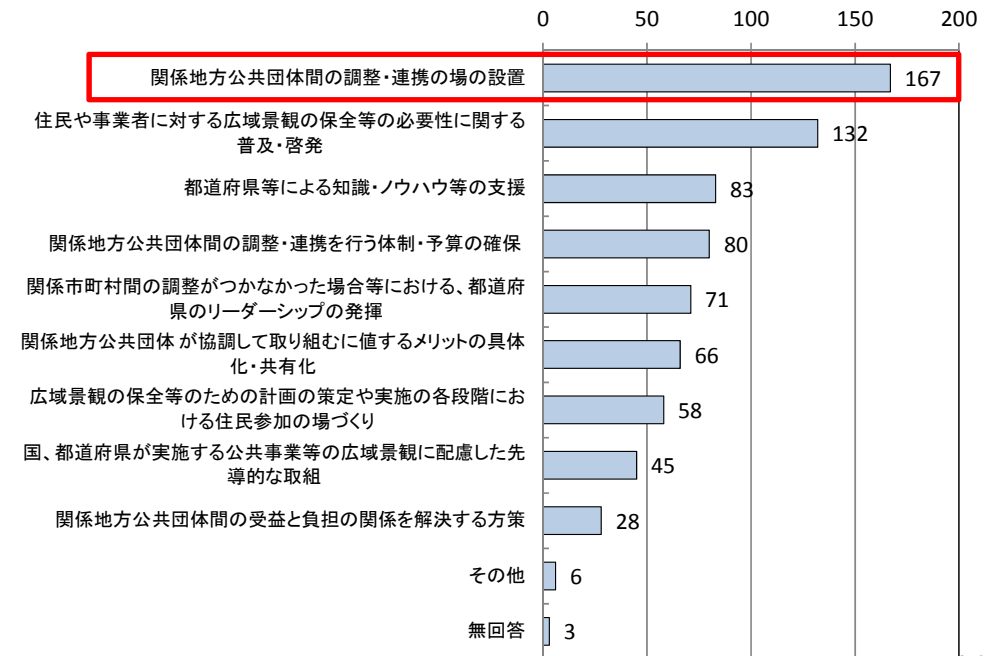
○広域的景観に取り組む上で必要と考えられること  
 「関係地方公共団体間の調整・連携の場の設置」が最も多い。

広域的景観形成に取り組むきっかけ



回答対象：優れた広域的景観があり、広域的景観形成に取り組んでいる152団体

広域的景観形成に取り組む上で必要と考えられること



回答対象：優れた広域的景観があり、広域的景観形成に取り組んでいる152団体



## 1-3 広域的景観と景観形成の取組の概況

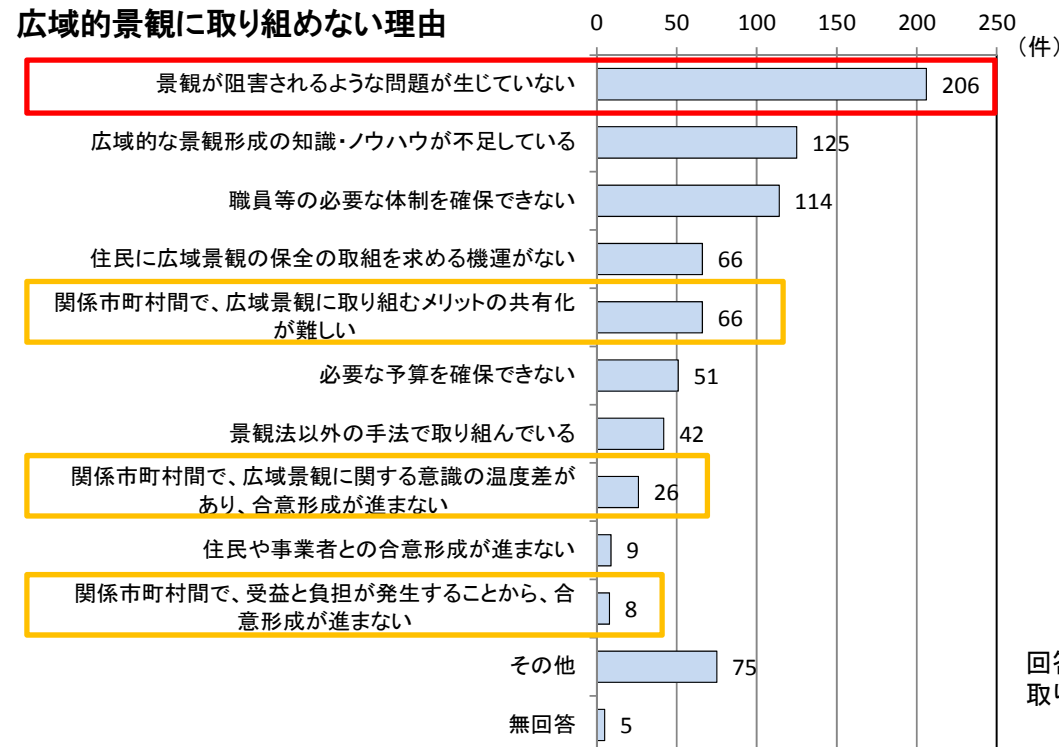
### (3) 広域的景観形成に取り組むきっかけ、必要と考えられること、取り組めない理由

○広域的景観に取り組めない理由

「問題が生じていない」が最も多い。

(複数の地方公共団体が関係しているがゆえの事項)

関係地方公共団体間で広域的景観に取り組むメリットの共有化が困難との回答が最も多い。



回答対象: 優れた広域的景観はあるが、  
取り組んでいない358団体 17

## 2-1 広域的景観形成における主な論点

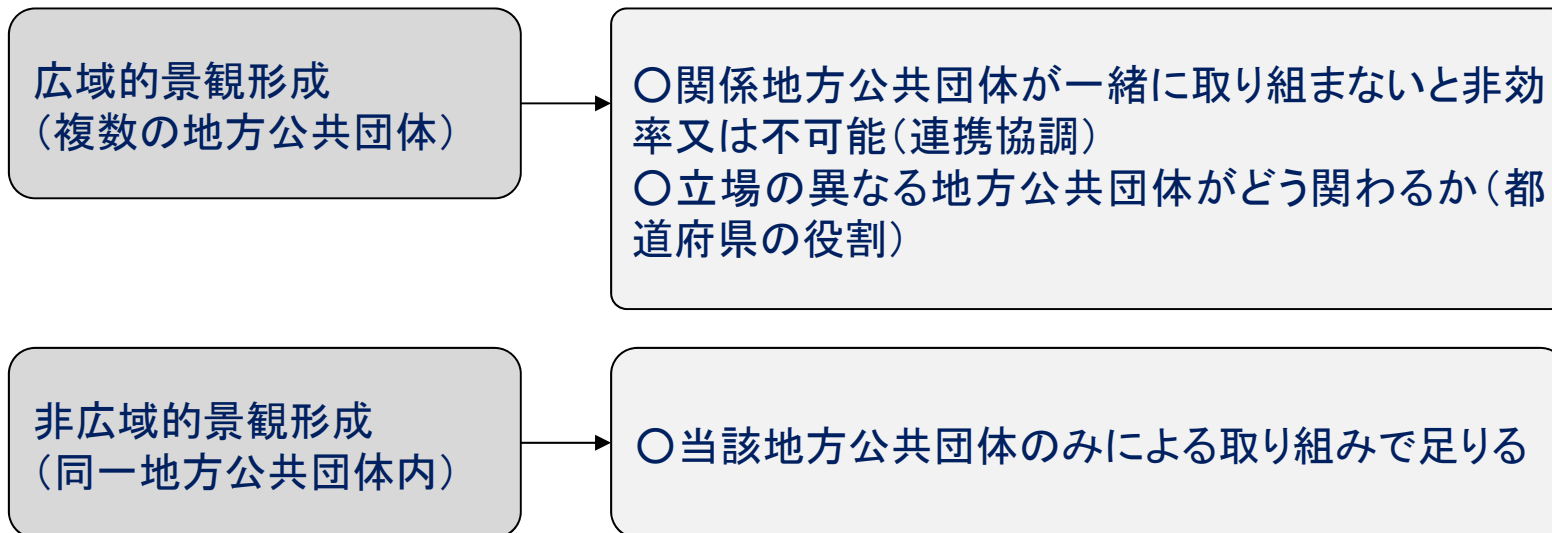
### ① 広域的景観に係る複数の地方公共団体間で、いかに連携協調を図るか (地方公共団体間の連携協調方策)

○多くの場合に広域景観に係る地方公共団体が連携協調を図らないと景観形成の取組ができない、又は非効率となるため。

### ② 都道府県がいかに適切にその役割を果たすか (都道府県の役割)

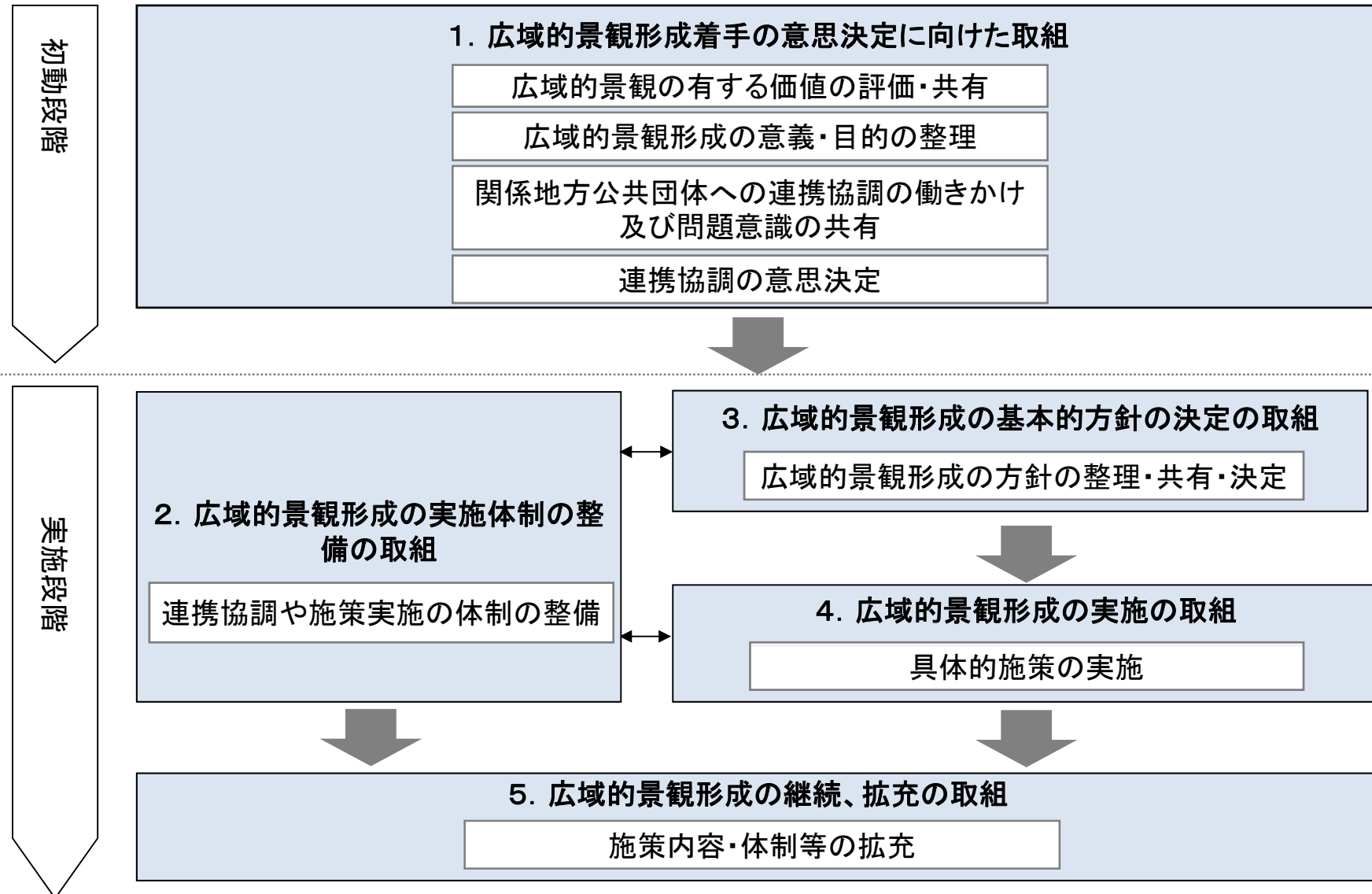
○都道府県の景観行政に対するスタンスや、広域的景観の価値や規模、市町村間の調整状況に応じ、都道府県がいつどのようにその役割を果たすかが広域的景観形成の取組の成否や円滑な推進に大きくかかわるため。

#### ■ 同一地方公共団体内で景観形成に取り組む場合との対比



## 2-2 広域的景観形成の取組方策(連携協調の方策)

### 【段階別の取組ポイント】



# 2-2 広域的景観形成の取組方策(連携協調の方策)

## 1. 広域的景観形成着手の意思決定に向けた取組

### (1) 広域的景観の有する価値の評価・共有

広域的景観がどれだけ優れた価値を有しているのか、広域的景観を失うことがどのような影響を及ぼすことになるのかの把握・整理を行う。

#### ■ 矢部川流域の事例

福岡県が主導し、関係市町村、地域住民と連携し、筑後地域における景観づくりの基本理念や基本的な考えを筑後景観憲章として制定することによって、地域の良さを具体化して共有している。憲章を方言で記載することによって、地域のアイデンティティも示されているといえる。



出典:筑後景観憲章

## 2-2 広域的景観形成の取組方策(連携協調の方策)

## 1. 広域的景観形成着手の意思決定に向けた取組

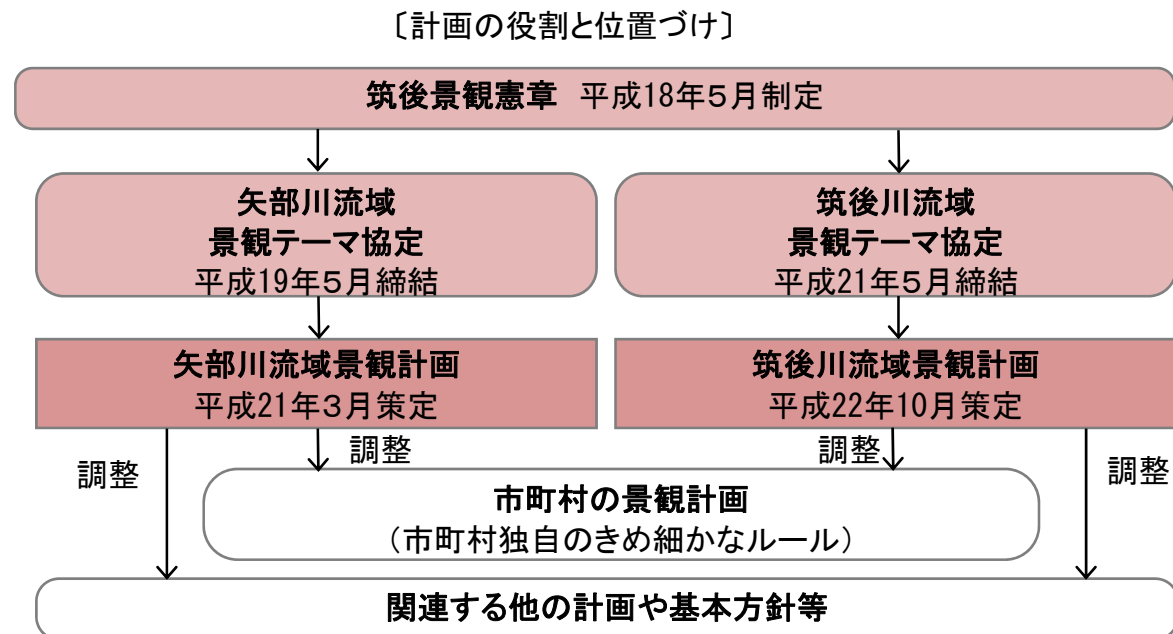
## (2) 広域的景観形成の意義・目的の整理

広域的景観形成が関係地方公共団体にとってどのような意義を持つのか、なぜ複数の地方公共団体が連携協調した取組が必要なのか、連携協調した取組によってどのような成果がもたらされることが期待できるのかの把握・整理を行う。

景観形成のみにとどまらない、地域の活性化や観光促進など、より上位の目的や他の政策目的の達成の手段として取り組むものであることを意識した整理を行い、関係者の理解を得やすいよう工夫することが効果的。

## ■ 矢部川流域の事例

福岡県と関係市町村、地域住民等が協議し景観資源や景観形成の方向をまとめたマスタープランである「テーマ協定」を締結し、協働で矢部川流域の景観を守り育て、地域振興や観光まちづくりの資源として景観を活かすことを目的として定めた。



## 2-2 広域的景観形成の取組方策(連携協調の方策)

### 1. 広域的景観形成着手の意思決定に向けた取組

#### (3) 関係地方公共団体への連携協調の働きかけ及び問題意識の共有

これまでに整理を行った広域的景観の有する価値や広域的景観形成の意義・目的をもとに、関係する地方公共団体に広域的景観形成の連携協調を働きかけるとともに、問題意識の共有を図る。

(手法)

- ・広域的景観保全の必要性・重要性の共有の働きかけ(ボトムアップ)
- ・首長から首長への働きかけ(トップダウン)

#### ■天橋立周辺の事例

日本三景である天橋立は、景観資源として重要であり、複数の市町にまたがる景観でもあることから、京都府が関係市町に呼びかけ、天橋立とその周辺のまちづくりと景観形成について検討するため、行政、観光協会等の地元関係者、有識者等からなる天橋立周辺景観まちづくり検討会を設置した。

検討会において、住民・事業者・行政が一体となって天橋立周辺地域の魅力を向上させる景観まちづくりを進めていくためには、全ての立場の人が共有できる天橋立のあるべき姿や目標像を明らかにしていくことが必要であるとの問題意識を共有し、天橋立周辺景観まちづくり計画の検討を行った。



天橋立ビューランドから天橋立を望む

## 2-2 広域的景観形成の取組方策(連携協調の方策)

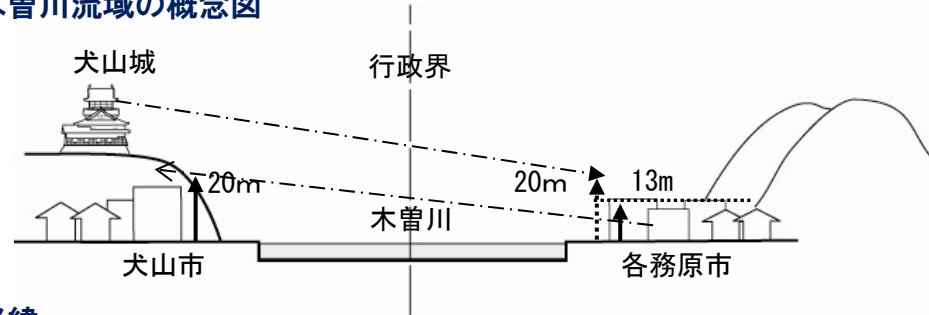
### 1. 広域的景観形成着手の意思決定に向けた取組

#### <眺望確保の調整事例>

行政界をまたぐ眺望を確保する場合においては、ある一面だけをとらえれば、眺望を享受する側と眺望を提供する側といった、一見一方向的な見方がなされる場合があるため、初期の段階より、広域的景観の有する価値と広域的景観形成の意義等を共有することによって、双方にもたらされうる効果や双方向の関係等を十分に意識し、広域的景観形成に連携協調して取り組むことが重要である。

各務原市と犬山市においてはこのような取組を右記のように実践している。

#### ■木曾川流域の概念図



#### ■経緯

平成15年 マンション計画問題を契機とし、両市長が会談

平成17年 木曾川景観協議会(任意)を共同で設立

「木曾川中流域の河川及び河川沿い市街地について、その景観の保持及び創造を図るため、各務原市及び犬山市が連携して、木曾川景観基本計画の策定及び当該計画に係る事業等を行うことを目的」(木曾川景観協議会規約第1条)として、木曾川景観協議会(任意)を設立した。

平成18年 木曾川景観基本計画を共同で策定

木曾川景観基本計画では、木曾川景観の価値について、「県域、市域という境界を越えて共通する、連続した広域景観として捉え、木曾川ならびに沿岸の地域等が連携して守り育む景観である」と位置づけている。

また、同計画では両市が双方向の関係や見る側にも見られる側にもなりうることを意識して、双方の区域内に高さ制限を定めており、例えば、両岸沿いの高さ制限を20mとしている。

#### 各市の景観計画の策定

平成20年 犬山市景観計画

犬山城周辺地域

・木曾川景観基本計画に従い、犬山城と木曾川間の区域の制限高さを20mに定めた。

平成18年 各務原市景観計画

木曾川河畔地区(重点風景地区)

・各務原市側の大部分の高さ制限を木曾川景観基本計画に定めた20mより厳しい13mに定めた。

※景観計画策定の際の地元住民とのワークショップにおいて、広域的な眺望保全だけでなく、地区レベルの住環境の保全の視点から、より厳しい高さ制限にするよう提案があったため。

## 2-2 広域的景観形成の取組方策(連携協調の方策)

### 1. 広域的景観形成着手の意思決定に向けた取組

#### (4) 連携協調の意思決定

(1)～(3)の取組をもとに関係地方公共団体において連携協調の意思決定を行う。

#### ■ 関門海峡の事例

昭和63年 北九州市、下関市の両市長の会談  
平成2年 地域間連携を目的とした関門地域行政連絡  
会議（両市関係局部長）の設立



両市長の会談をきっかけに地域間連携の下地づくりがされた中で、北九州市長が名誉塾長を務める官民連携のまちづくりに関する自己啓発講座において、対岸の下関市と共同で景観向上のための取組を行うことについて提案があったことをきっかけに、両市が協定を締結し連携協調の意思決定を行った

平成10年 関門景観協定の締結

両市共同の関門景観基本計画の策定と実施等を規定



北九州市和布刈から関門海峡の眺め(写真左側が北九州市、右側は下関市)



## 2-2 広域的景観形成の取組方策(連携協調の方策)

### 2. 広域的景観形成の実施体制の整備の取組

#### (1) 連携協調や施策実施の体制の整備

複数の地方公共団体が関係する広域的景観形成においては、連携協調した施策の実施、また、各種施策実施後の統一した制度運用、施策効果の検証等のため、意思疎通を図る場の構築が必要である。

このため、景観協議会の設置等、連携協調や施策実施の体制を整備する。

#### ■木曾川流域の事例

各務原と犬山市では、共同で任意の木曾川景観協議会を設置し、景観計画策定後は、両市長と、重要な景観資源であり、景観重要公共施設である木曾川水系の公共施設管理者である国や県で構成される法定の木曾川景観協議会を設置した。

#### ■景観協議会の設立経緯等

木曾川景観基本計画の策定時に、河川管理者(国土交通省)や関連団体(土木、観光等)の代表者で構成する検討委員会を設置

任意の協議会をまず設置し、その後、両市の景観計画が策定された後、平成21年5月に法定の景観協議会として位置づけ

#### ■協議会の構成メンバー

各務原・犬山両市長  
国土交通省中部地方整備局(木曾川管理者)  
農林水産省東海農政局, 岐阜県, 愛知県(用水管理者)  
地元関係者等

## 2-2 広域的景観形成の取組方策(連携協調の方策)

### 3. 広域的景観形成の基本的方針の決定の取組

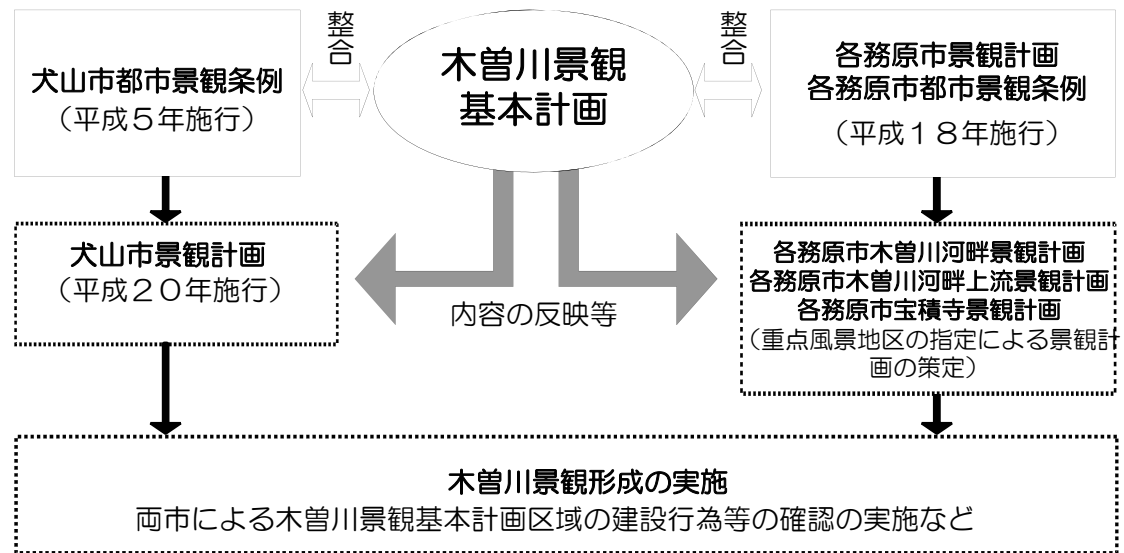
#### (1) 広域的景観形成の方針の整理・共有・決定

関係する地方公共団体が共同して具体的な広域的景観形成の方針や景観形成基準等を検討し、各地方公共団体の景観計画などへ位置づけ、これに即して広域的景観形成のための具体的施策の展開を図る。

#### ■木曽川流域の事例

各務原市と犬山市が共同で設置した任意の木曽川景観協議会において、木曽川の景観形成の基本的な考え方を示した木曽川景観基本計画を策定した。

両市がそれぞれ同計画との整合を図り、景観計画を策定した。



## 2-2 広域的景観形成の取組方策(連携協調の方策)

### 4. 広域的景観形成の実施の取組

#### (1) 具体的施策の実施

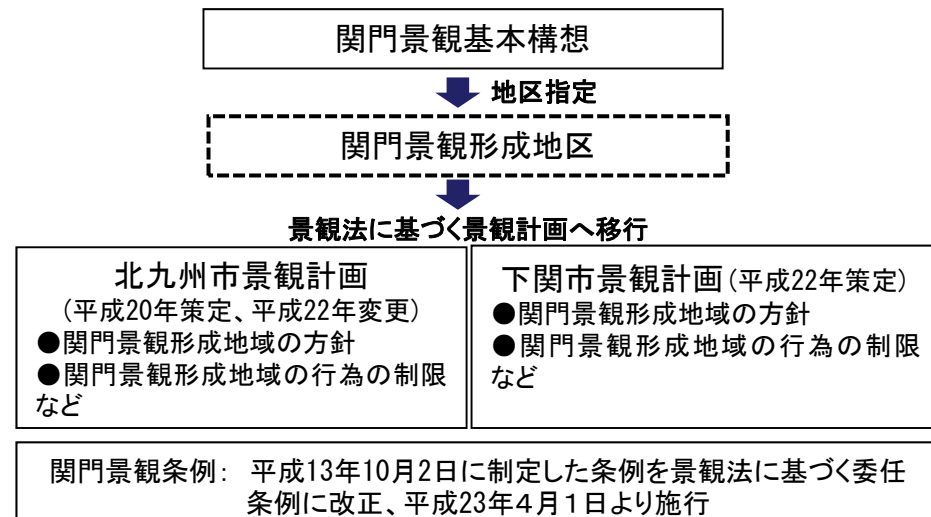
連携協調を図り、以下に示すような施策を実施する。

- ・基準内容の統一化を図った建築物等の規制・誘導
- ・公共施設が広域的景観である場合、関係する複数の地方公共団体による同一の公共施設に対する景観重要公共施設の設定
- ・景観形成の基本的な考え方やガイドライン等の設定・周知
- ・法定の協議会以外の行政・関係事業者で構成する協議会等の場における広域景観形成のための協議・調整
- ・案内板等の公共サインのデザイン調整
- ・イベントや広報の実施による普及・啓発活動の実施の設定 等

#### ■ 関門海峡の事例

下関市と北九州市は共同で景観形成の基本的な考え方を示した関門景観基本構想を策定し、両市がそれぞれ同構想との整合を図り、景観計画を策定した。

また両市において同一名称、同一条文の関門景観条例を制定するなど、徹底して一体的取組を行っている。また、両市の建築士会が共同で景観形成の意識啓発に関するイベントを実施している。



## 2-2 広域的景観形成の取組方策(連携協調の方策)

### 5. 広域的景観形成の継続・拡充の取組

#### (1) 施策内容・体制等の拡充

広域的景観形成の取組効果を検証し、継続的な取組を行うため、施策対象や内容の充実や体制の強化等の検討を行う。

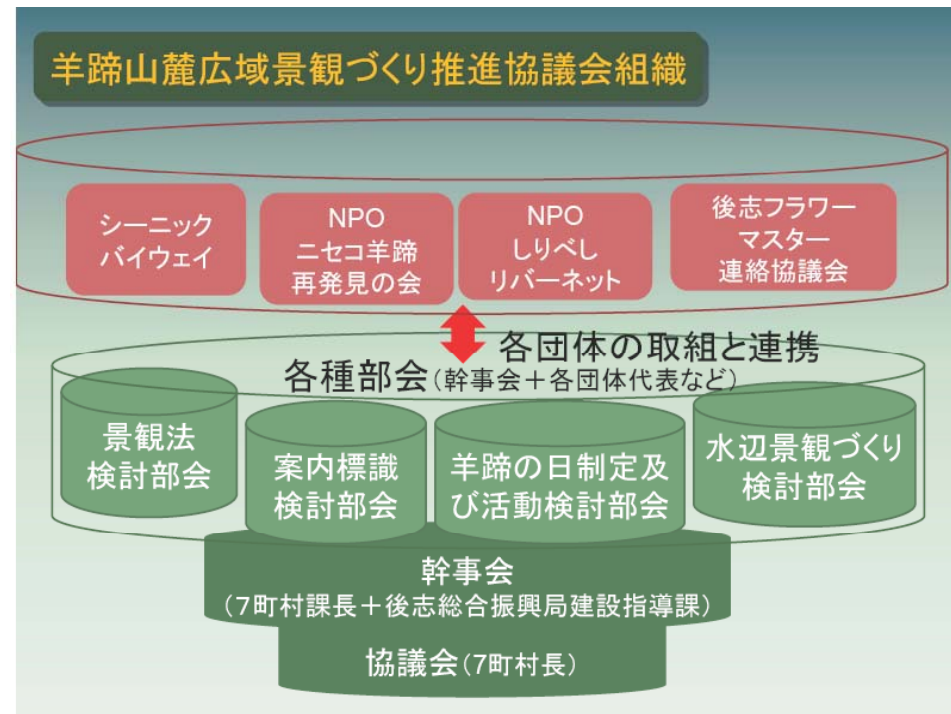
#### ■ 羊蹄山麓の事例

羊蹄山麓広域的景観づくり推進協議会の下部組織である景観広告推進部会において羊蹄山麓広域景観広告ガイドラインを策定した。

さらに、スキーリゾート地であるひらふ坂地区では、住民、事業者、行政が一体となって、このガイドラインよりきめの細かい地区独自のルールづくりを検討し、協議会がこの取組を支援するなど、施策の充実や取組の発展がなされている。



ひらふ坂地区の案内板の仮設実験



出典: 北海道ホームページ

## 2-2 広域的景観形成の取組方策(都道府県の役割)

### (1)景観行政に対するスタンスに応じた役割

#### ①自ら景観計画を策定する場合

- ・景観計画による規制・誘導等の実施(都道府県景観計画の区域内)
- ・自主条例を活用(景観行政団体となった市町村の区域も含めて都道府県が積極的に広域的景観形成に関与する意向がある場合)

#### ②自らは景観計画を策定せず、市町村の景観計画策定を支援する場合

- ・広域的景観形成のビジョンを提示し、市町村による取組を促進

(道路や河川等が広域的景観の資源である場合)

- ・景観協議会の設置等、関係地方公共団体間の連絡調整の場づくり
- ・景観重要公共施設の設定の協力や公共施設管理者間の調整

#### ③共通

- ・景観協議会等の場づくり
- ・市町村に対する景観形成に関する情報・ノウハウの提供、技術支援の実施等

(市町村が主体的に関係市町村間の調整に取り組む場合)

- ・都道府県の景観関連施策への位置づけによる支援や適時適切な情報・ノウハウの提供、技術支援の実施

## 2-2 広域的景観形成の取組方策(都道府県の役割)

### (2)都道府県の景観計画への広域的景観形成の位置づけ後の留意点

景観行政団体となった市町村の景観計画の区域が都道府県景観計画の区域外になる場合、次の点に留意が必要であると考えられる。

- 都道府県が景観計画等に示した目的や景観形成の方針及び基準を、市町村の景観計画で十分に受け止め、都道府県景観計画等との整合を図ること
- 市町村間で景観形成基準等の運用にばらつきが生じないように、都道府県及び市町村間において意見や情報の交換の場を設置し、制度運用の統一を図ること
- 関係する市町村間において広域的景観の価値を共有する過程において、都道府県が調整機能を果たす必要がある場合があること

### 3 おわりに

- 広域的な観点から地域の潜在的な自然景観資源を生かした第一次産業の振興や観光事業の推進によって、地域の魅力を総合的に可視化すると共にブランド化し、景観による地域の活性化を図ることは、日本全国でまだ十分な可能性がある。
- そのためにも、都道府県や関係市町村による景観資源の発掘と景観形成の推進及び一層の緊密な連携と協調が期待される。

## III. 政策レビューについて



# 1 政策レビューの概要

## 政策レビューについて

政策レビュー（総合評価方式）は、社会経済情勢や政策チェックアップの結果等を踏まえ、特定のテーマについて、深く掘り下げて分析するとともに、様々な観点から総合的に評価する手法。原則として、毎年度末にとりまとめ公表。

## 政策レビュー対象政策（平成23年度）

- ・仕事の進め方の改革
- ・美しい国づくり政策大綱
- ・指定等法人に対する国の関与等の透明化・合理化－指定等法人が行う事務・事業の検証－
- ・バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律）
- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
- ・土砂災害防止法
- ・住宅・建築物の耐震化の促進
- ・港湾の大規模地震対策
- ・市町村の防災判断を支援する気象警報の充実

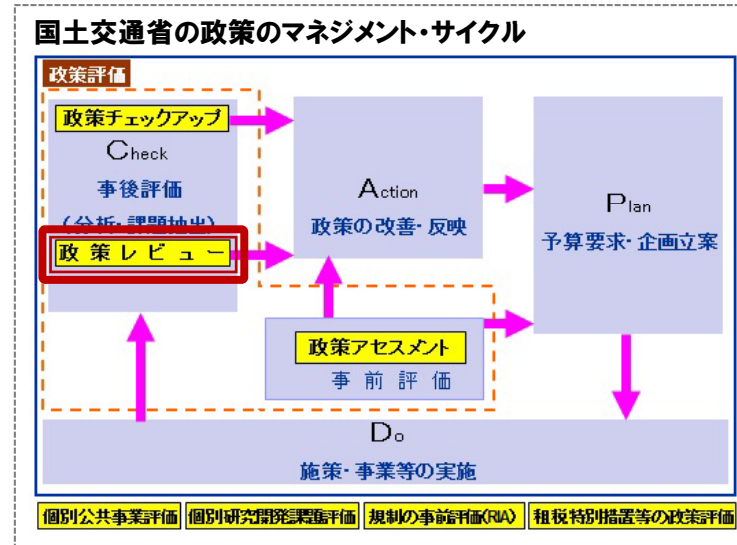
## 日程

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
政策レビュー (23年度とりまとめ評価書)	政策評価会 (4月21日)			政策評価会 (7月7日)	検討会 (7月28日)	・評価会委員の個別指導			政策評価会		検討会	大臣決定

## 結果

平成24年3月30日 大臣決定・公表

※評価書の公表ホームページ：[http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu\\_hyouka\\_fr\\_000008.html](http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000008.html)



## 政策評価会

国土交通省の政策評価の制度設計、運営状況等について、専門的・中立的観点で意見をいただくため、学識経験者等からなる「国土交通省政策評価会」を随時開催。

- 国土交通省政策評価会委員（五十音順：平成23年7月7日現在）
- 上山 信一 慶應義塾大学総合政策学部教授
  - 加藤 浩徳 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻准教授
  - 工藤 裕子 中央大学法学部教授
  - 佐藤 主光 一橋大学大学院経済学研究科・政策大学院教授
  - 白山 真一 有限責任監査法人トーマツパートナー（公認会計士）
  - 田辺 国昭 東京大学公共政策大学院院長
  - 村木 美貴 千葉大学大学院工学研究科建築・都市科学専攻准教授
  - 山本 清 東京大学大学院教育学研究科教授

## 2 「美しい国づくり政策大綱」の概要

I. 現状に対する認識と課題

II. 美しい国づくりのための取り組みの基本的考え方

III. 美しい国づくりのための施策展開

「II. 美しい国づくりのための取り組みの基本的考え方」に沿って、各主体による取り組みをさらに深化させるため、特に実効性確保を主眼においた、15の具体的施策を具体的に展開していく。

### 15の具体的施策

政策レビューの実施にあたっては1～10の施策グループに整理

①事業における景観形成の原則化

1

②公共事業における景観アセスメント(景観評価)システムの確立

2

③分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等

3

④景観に関する基本法制の制定

4

⑤緑地保全、緑化推進策の充実

3

⑥水辺・海辺空間の保全・再生・創出

5

⑦屋外広告物制度の充実等

⑨地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討

6

⑩多様な担い手の育成と参画推進

⑪市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進

7

⑫地域景観の点検促進

8

⑬保全すべき景観資源データベースの構築

9

⑭各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開

⑮技術開発

10

# 3 評価の流れ



美しい国づくり政策大綱 10の施策グループ(15の具体的施策)

良好な景観の形成



# 4 ④景観に関する基本法制の制定、⑤緑地保全、緑化推進策の充実、⑦屋外広告物制度の充実の政策レビュー

## 主な評価の視点と評価指標

評価の視点	評価指標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観に優れた国土・観光地づくりの取組みが推進されたか</li> <li>・ 都市における緑地保全、緑化推進が行われたか</li> <li>・ 改正屋外広告物法の活用 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観計画に基づき取組を進める地域の数【政策チェックアップにおける業績指標】</li> <li>・ 緑地保全、緑化推進に資する法制度等の実施状況</li> <li>・ 改正屋外広告物法に基づく制度活用状況等</li> </ul>

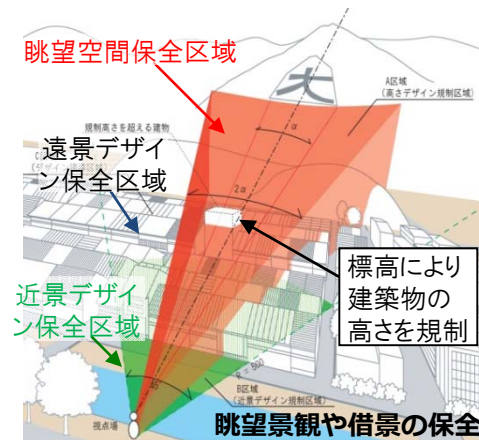


## 主な評価結果

### 取り組み状況

#### 景観法・屋外広告物法を活用した良好な景観形成の取組事例

京都市では景観法と関係法令等を一体的に活用した総合的な施策を整備し、厳しい高さ規制の導入を実現した。



#### 都市の緑地の保全・緑化の取組事例

名古屋市では、平成20年10月に全国に先駆けて緑化地域制度を導入。3年間で130haの緑化を実現している。

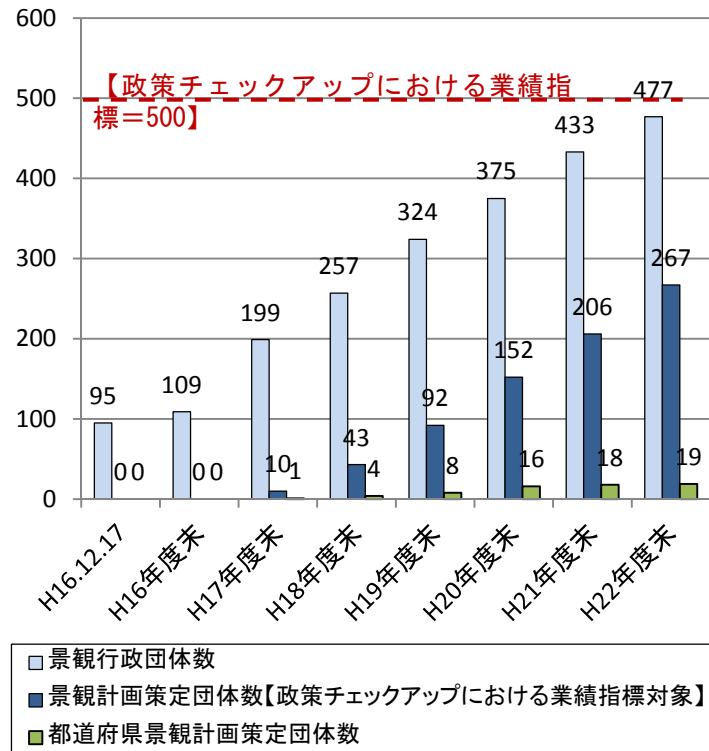


# 4 ④景観に関する基本法制の制定、⑤緑地保全、緑化推進策の充実、⑦屋外広告物制度の充実の政策レビュー

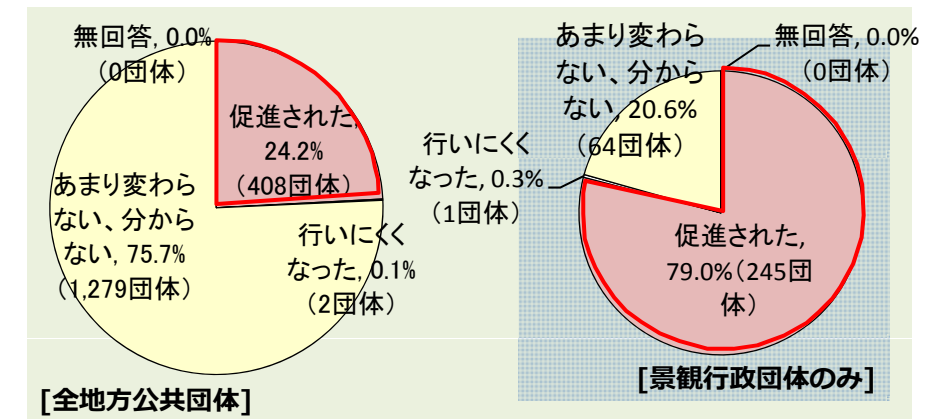
## 取り組み状況

- ・ 景観計画に基づき取組を進める地域の数（都道府県を除く）は、年々着実に増加している。平成22年度末：267団体
- ・ 屋外広告物条例を制定している景観行政団体は、41団体（全体の10.4% 平成23年4月1日現在 都道府県、政令市、中核市を除く）にとどまっているが、年々増加している。 等

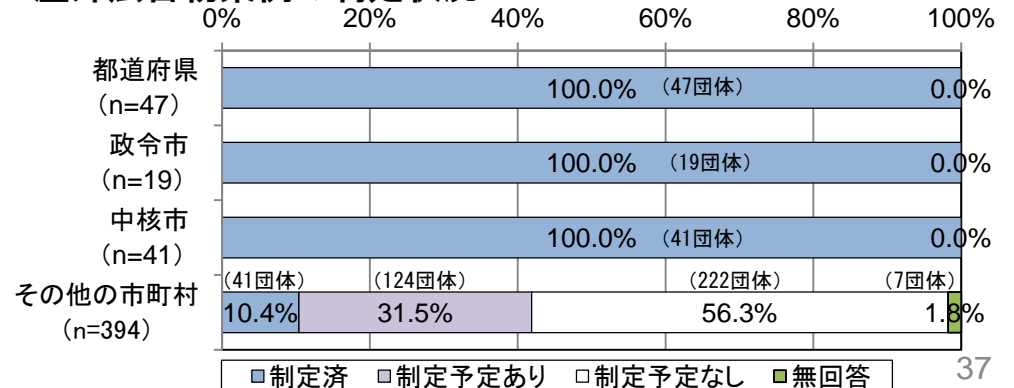
景観行政団体及び景観計画策定団体数の推移



景観法制定による良好な景観形成の取組の促進効果



屋外広告物条例の制定状況

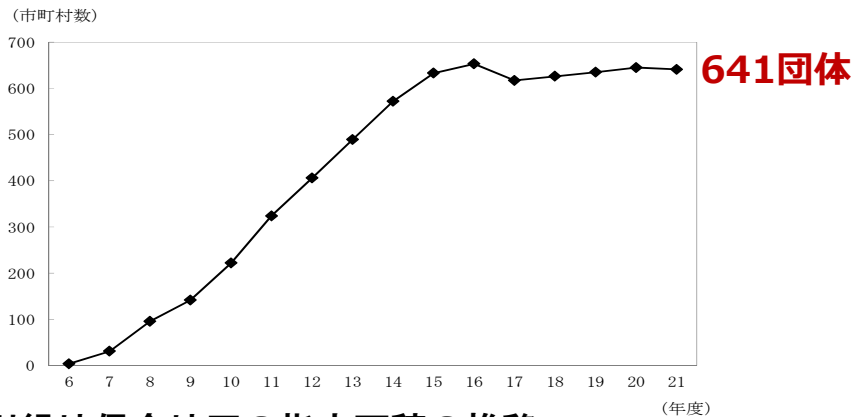


# 4 ④景観に関する基本法制の制定、⑤緑地保全、緑化推進策の充実、⑦屋外広告物制度の充実の政策レビュー

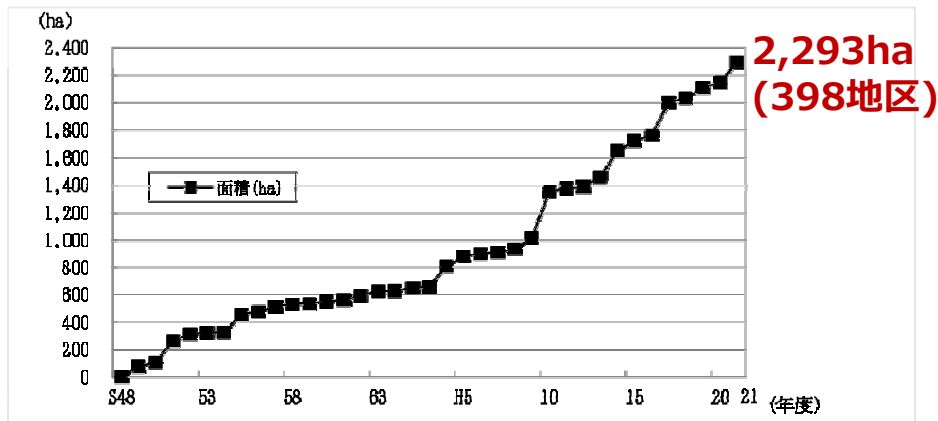
## 取り組み状況

- ・ 特別緑地保全地区制度により保全されている緑地(H15→H21)  
312地区→398地区 1,721ha→2,293ha  
相続税の評価減割合が8割に拡大された効果もあり、地区数、面積ともに増加し、緑地の保全が着実に進んでいる。 等

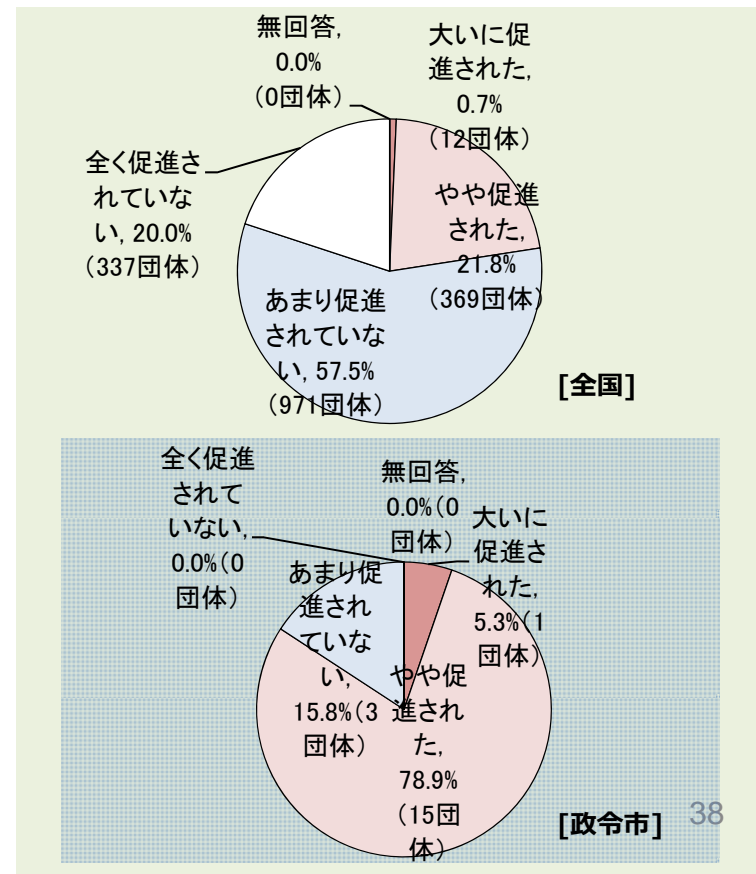
緑の基本計画策定自治体数



特別緑地保全地区の指定面積の推移



法改正による緑地保全、緑化推進の取組の促進効果



## 4 ④景観に関する基本法制の制定、⑤緑地保全、緑化推進策の充実、⑦屋外広告物制度の充実の政策レビュー

### 課題

- ・ 景観法の活用が進んでいる一方で、**景観計画策定の促進、規制手法の効果的な運用**や、**広域的な景観形成への対応、地域特性に応じた個性豊かな景観形成の促進が求められている。**
- ・ 地方公共団体において緑地の保全、緑化の取り組みが推進されている一方で、施策の実施が大都市に偏っていたり、**地方公共団体に制度が十分に理解されていない**ことから、普及啓発を図り、更なる緑地保全、緑化の取り組みの推進が求められている。
- ・ **違反屋外広告物の多さ・事業者の理解の乏しさが課題**となっている。 等



### 政策への反映の方向

- ・ 景観形成の取り組みの効果をより精緻に把握する方策や市町村の**取り組みの促進方策、広域的な景観形成のあり方、景観形成基準等の効果的な運用方策等の検討・周知**や、**先進的な取り組み等の収集・周知**等を実施。
- ・ 都市緑地法等に基づく**既存制度の一層の活用に向けた普及啓発**を図っていくため、現在実施している都道府県、市町村の担当者を対象とした都市緑地法に基づく各種制度等を説明する説明会を、継続・拡大する等、制度の周知に努める。
- ・ 事業者等の**意識啓発、制度周知方策、許可制度や違反広告物に対する措置の効果的な運用のあり方の検討、成果事例の収集・周知**の実施。 等

## 5 評価結果の総括(1) [10の施策グループの評価結果の総括 1/2]

### 市町村による景観形成の取り組みの促進に向けて

都道府県や、政令市、中核市等の大規模な市町村では取り組みが進んでいる一方で、その他の市町村では一部に取り組みの遅れが見られる。このため、今後の政策への反映方向として、**市町村への制度周知や、効果的な事例の収集・周知による情報提供、技術的支援等の取り組みの促進等**が重要である。（施策グループ **1、3、4** 関係）

### 効果的な制度、事業手法による景観形成の促進に向けて

近年における地方公共団体の厳しい財政状況により、一部の施策において制度活用が進んでいない、又は、実現に時間を要している状況がみられる。このため、今後の政策への反映方向として、**効率的な制度のあり方の検討や、効果的な取り組みへの重点化、効果的な事例の収集・周知等**が重要である。（施策グループ **3、5、8** 関係）

### 担い手の活用ニーズに応じた技術開発や情報提供に向けて

地方公共団体や国民による取り組みの促進のために必要な技術開発や情報提供の施策においては、**地方公共団体や国民による活用状況に留意した改善や推進**が重要である。特に国民等への情報提供を行う**景観ポータルサイト**においては**情報の充実を図るとともに、より一層の周知と適切な維持管理により、閲覧者の増加と情報の充実の好循環につなげる**ことが重要である。（施策グループ **9、10** 関係）



## 5 評価結果の総括(1) [10の施策グループの評価結果の総括 2/2]

### 多様な担い手の意識啓発と参画による景観形成の促進に向けて

地域住民やNPO等、多様な担い手の参画による取り組みについては、着実に増えてきており、国民の参加意向や関心も高い。しかし、まだ参加経験のない国民も多く、より一層の参加の促進が課題である。今後の政策への反映方向として、**国民の参加機会の提供や情報の提供**等が重要である。また、市場機能の活用による良質な住宅ストック形成の施策においては、**消費者である国民の円滑な取り組みの促進のための情報提供や環境整備**が重要としている。それ以外の施策においても、多様な分野で地域住民と地方公共団体の連携による取り組みが広がってきているが、今後も取り組みの拡大や持続のため意識啓発や仕組みの構築等が重要である。（施策グループ**3、4、6、7、8**関係）

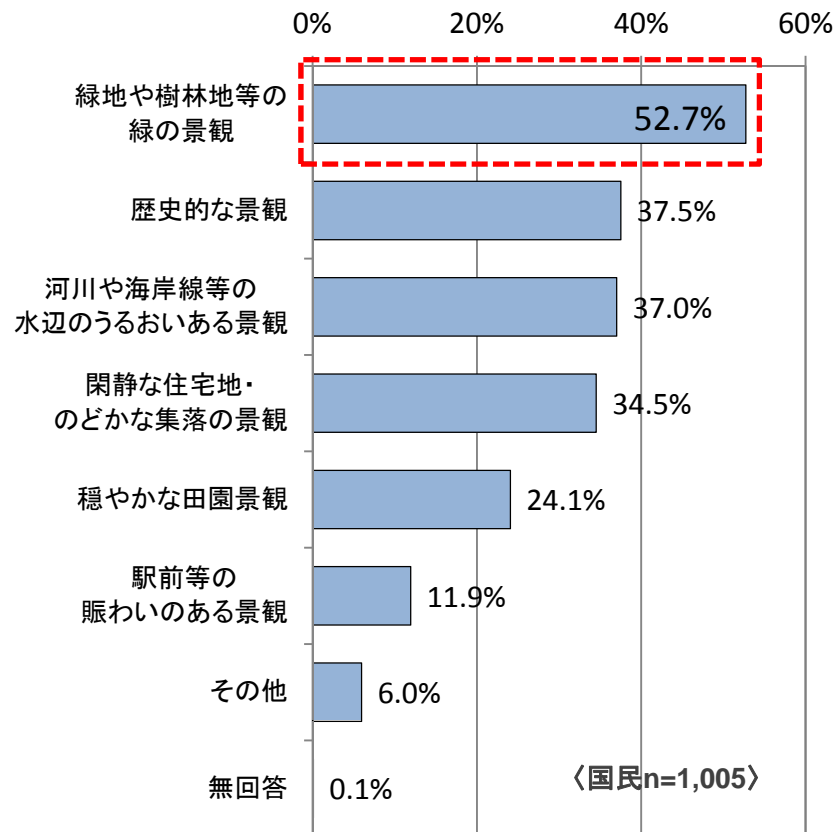
### 景観の持つ特性に応じた取り組みの継続と制度の効果的な運用に向けて

景観形成の取り組みの成果の発現には時間の経過を要するものが少なくなく、景観アセスメント（景観評価）システムや景観ガイドラインにおいては、**今後も景観検討の運用を継続し、事後評価も含めて景観検討実績を積み重ねていく**ことが必要である。また、景観の善し悪しの統一的ものさしは存在せず、数値では必ずしも捕捉できない面が大きい等のため、事業者の十分な理解を得るとともに効果的な制度運用を図ることが課題であり、数値基準の適否判断にとどまらない制度運用の取り組みの例も見られ、**効果的な制度運用のあり方等の検討**が必要である。（施策グループ**2、3**関係）

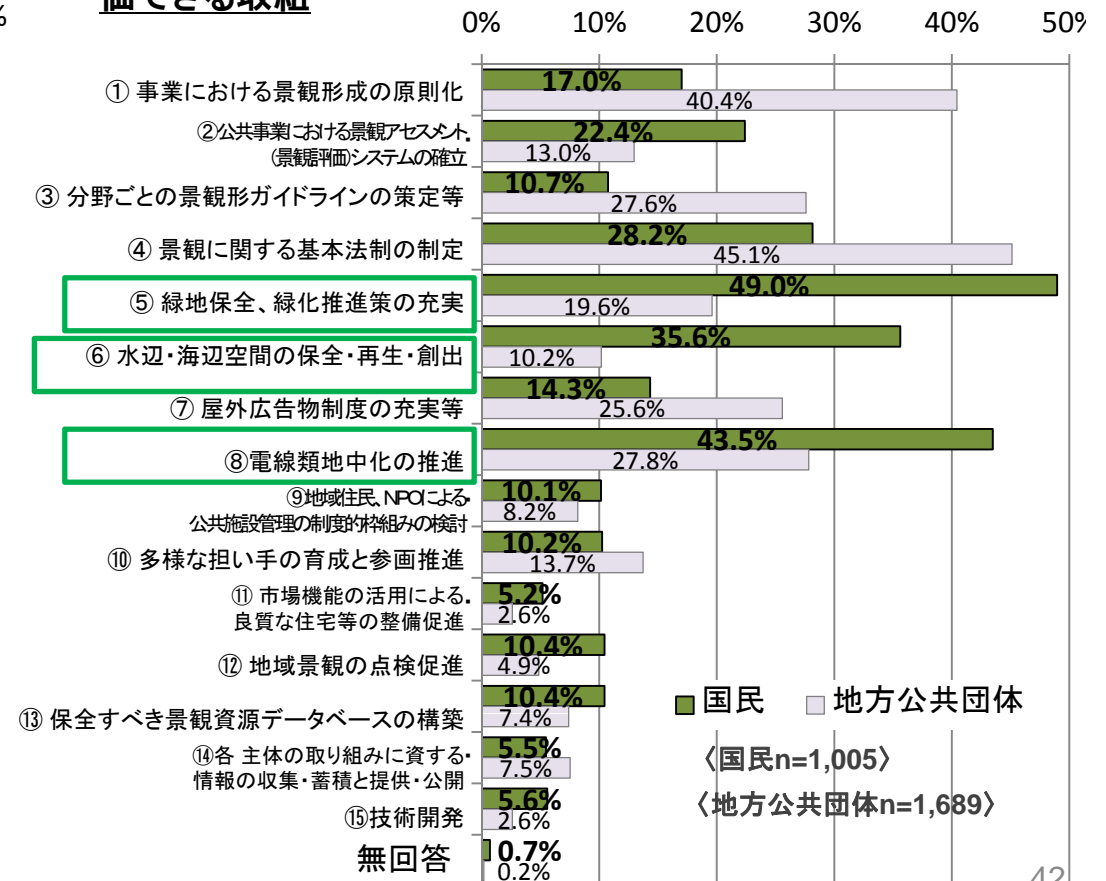
## 5 評価結果の総括(2) [国民・地方公共団体の評価(国民)]

- 国民は**緑の景観が最も優れた景観**と考えており、「美しい国づくり政策大綱」の15の具体的施策に関しても、「**緑地保全、緑化推進策の充実**」を最も評価している。
- また、「**電線類地中化の推進**」、「**水辺、海辺空間の保全・再生・創出**」といった効果が視覚的に把握できる取り組みに対する評価が高い。

Q.あなたが思う優れた景観とはどのようなものですか



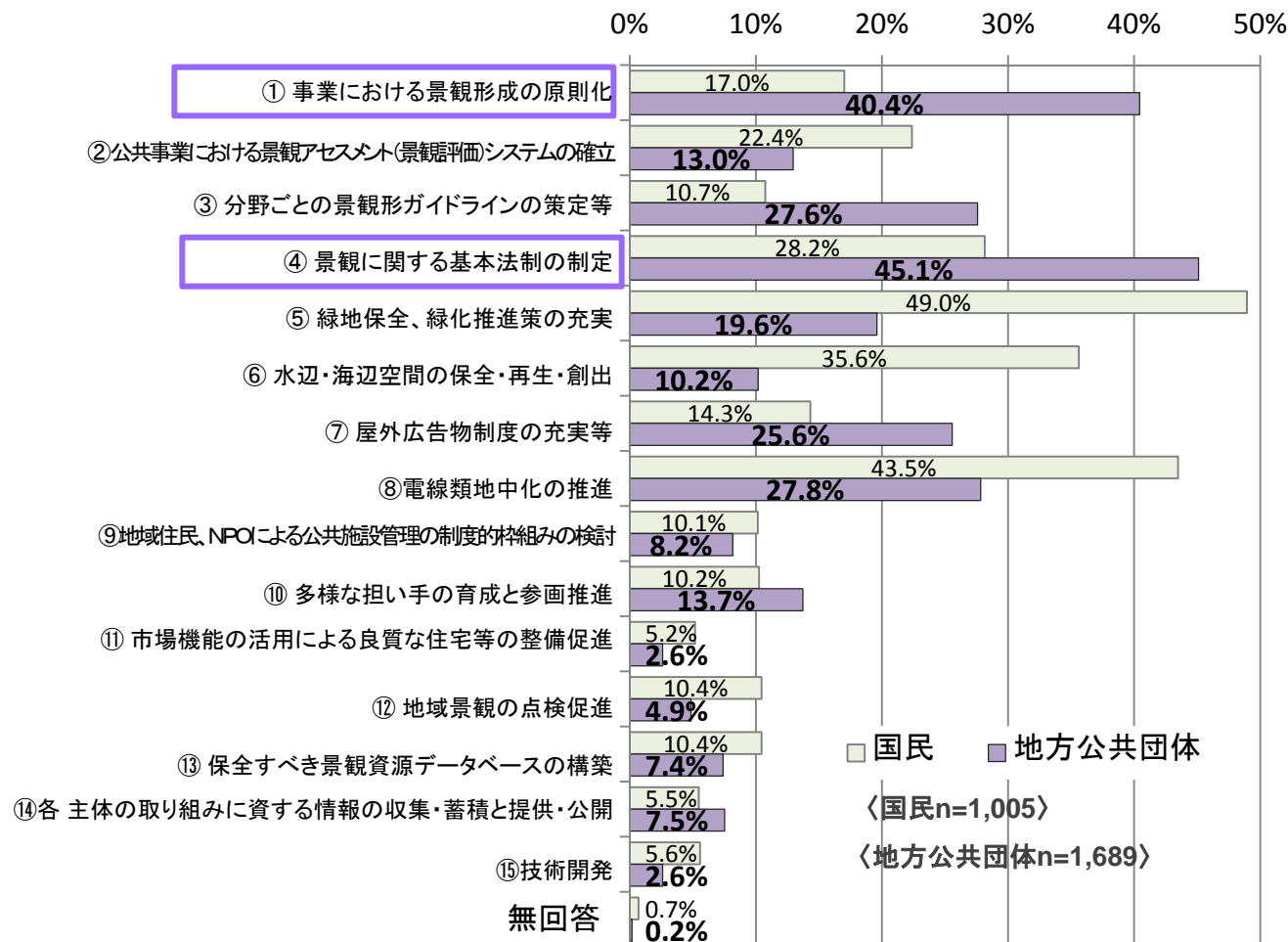
Q.美しい国づくり政策大綱に基づき進めてきた取組のなかで評価できる取組



## 5 評価結果の総括(2) [国民・地方公共団体の評価(地方公共団体)]

○地方公共団体からは「**景観に関する基本法制の制定**」、「**事業における景観形成の原則化**」など、自らの景観形成の実務に関連の深い施策の**評価が高い**。

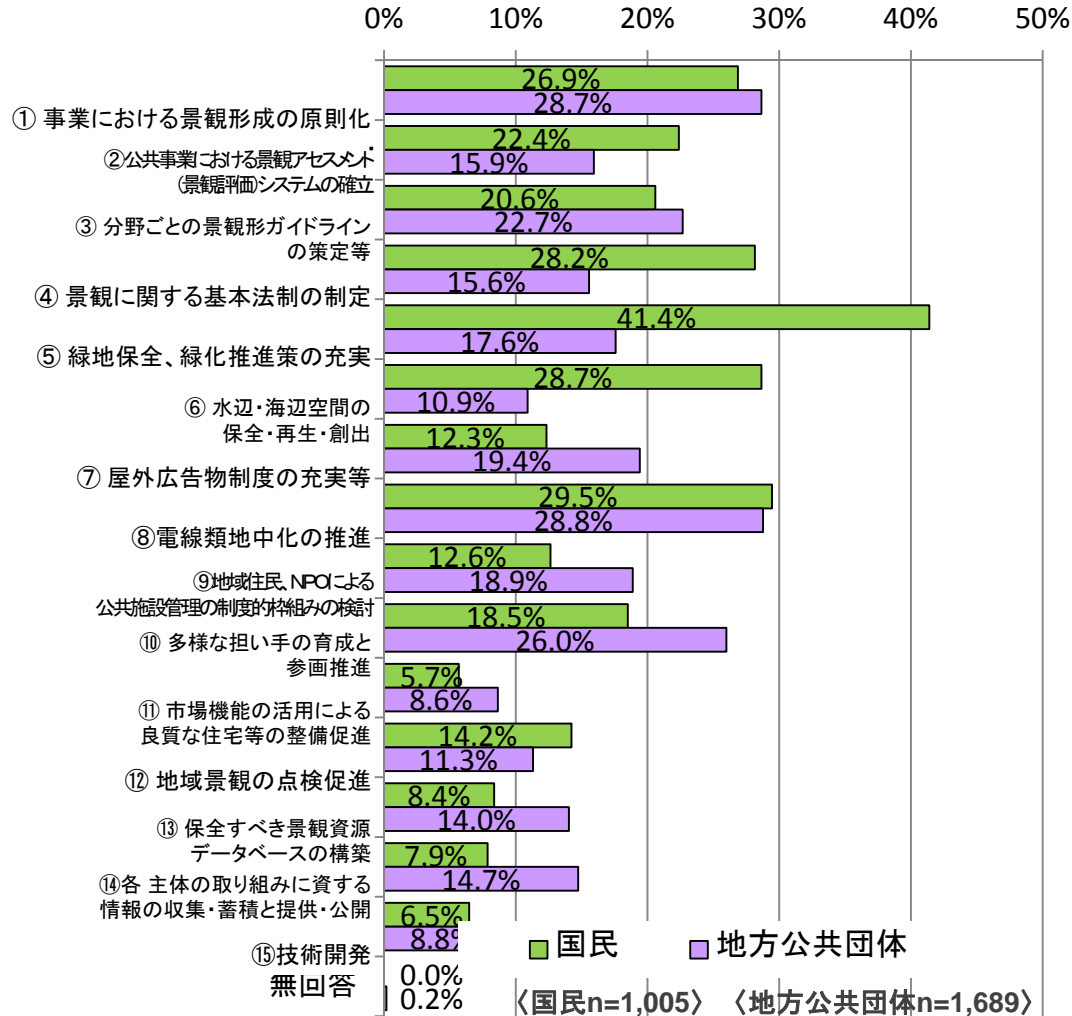
### Q.美しい国づくり政策大綱に基づき進めてきた取組のなかで評価できる取組



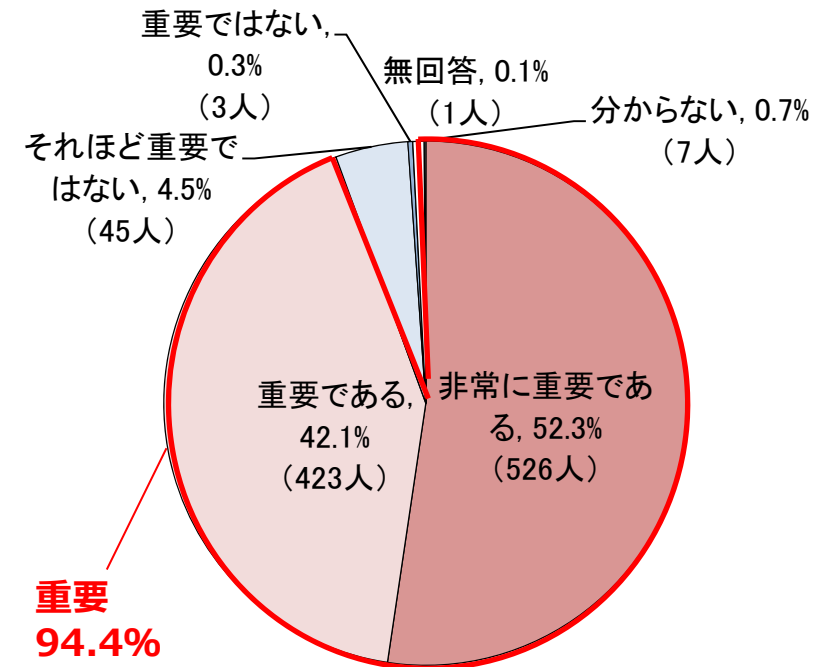
## 5 評価結果の総括(2) [国民・地方公共団体の評価(今後充実することが必要な取組)]

○行政に対する景観形成の取り組みの期待は大きく、特にほとんどの国民が国土交通省の役割が重要と考えており、大綱の具体的施策についても引き続き充実されることが期待されている。

### Q.良好な景観形成を推進するため今後充実することが必要な取組



### Q.良好な景観形成を進める上で国土交通省の役割は重要だと思いますか

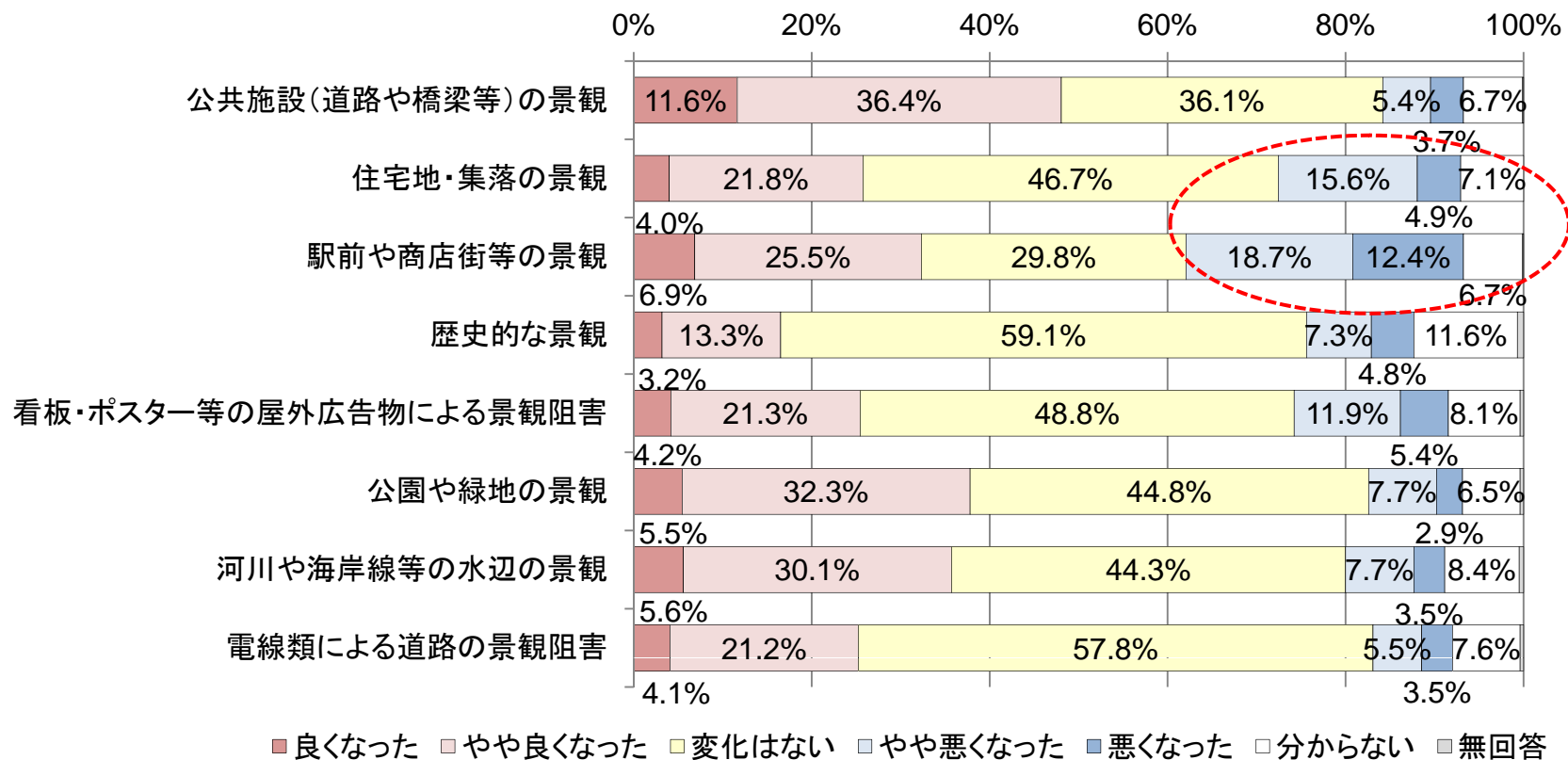


〈国民n=1,005〉

## 5 評価結果の総括(2) [国民・地方公共団体の評価(課題1)]

- 「住宅地・集落」、「駅前や商店街等」の景観については、悪くなったとの評価も一定程度あり、必ずしも歴史文化や自然等の特徴的な景観を有せず、関係者の合意や協力が比較的難しい地域における景観形成に課題があることが読み取れる。

### Q.特定の景観について、10年前と比べて景観が良くなったか



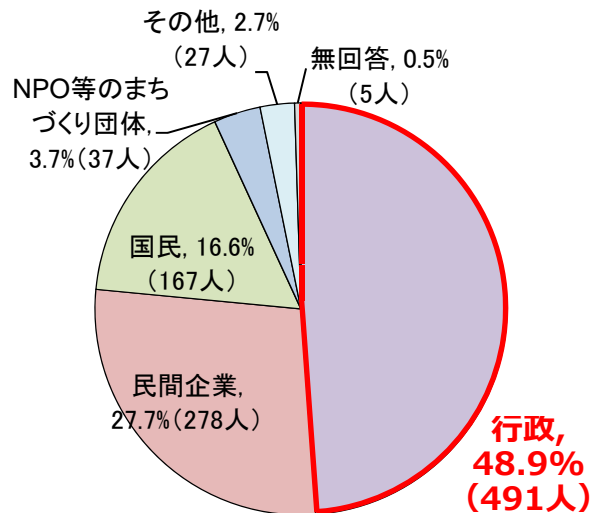
〈国民n=1,005〉

## 5 評価結果の総括(2) [国民・地方公共団体の評価(課題2)]

○国民アンケートによると良好な景観形成の重要な担い手については**行政が約7割**を占めており、多様な担い手による参画の推進という観点からは、**幅広い主体の担い手が必要**であるとの認識が広まる必要がある。

Q.良好な景観形成に最も影響があるのは誰による行為だと思いますか

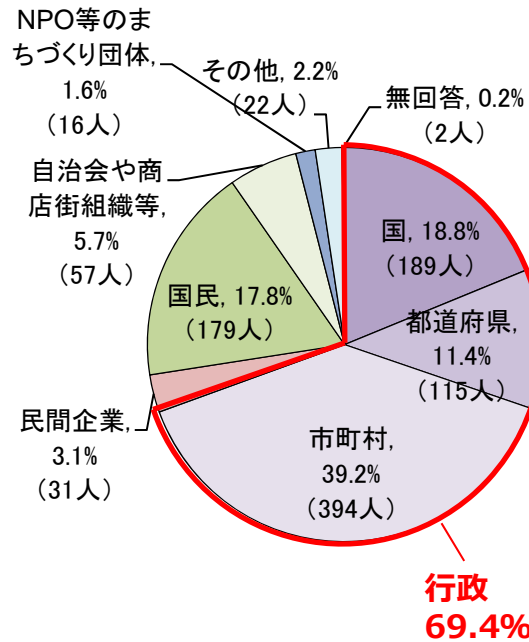
〈国民アンケート〉



〈国民n=1,005〉

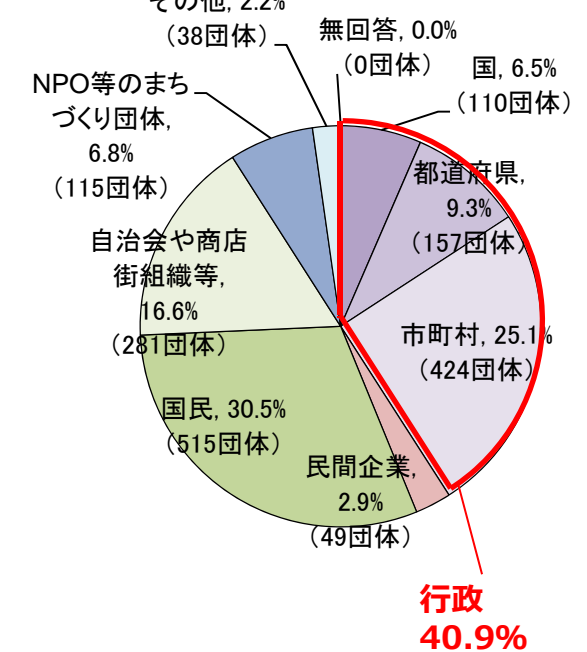
Q.まちの景観を良くするために最も重要な役割を担うのは誰だと思いますか

〈国民アンケート〉



〈国民n=1,005〉

〈地方公共団体アンケート〉



〈地方公共団体n=1,689〉

## 5 まとめ

- 「美しい国づくり政策大綱」によって始まった国土交通省の景観行政の取り組みは成果の発現がみられる。
- 一方で、必ずしも特徴的な景観を有せず、関係者の合意や協力が比較的難しい地域における取組には課題がある。
- 国民・民間企業等の多様な主体により主体的な取り組み等の関与が重要。
- 景観は、規制だけでは望ましい景観の形成を図ることはできない。
- 基準の適否にとどまらない建設的な取り組みや積極的な理解・参加・協力を行うことが求められる。
- 先進的な取り組みや効果等の様々な情報の共有、人材の育成、国民の意識啓発など、政策の反映の方向に示した取り組み等の着実な実現を図り、それらの継続的な取り組みによって、実績を積み重ねていくことが重要。
- その結果として、関係する多様な主体が当事者となって主体的に取り組み、創意工夫を活かして良好な景観形成を競い合うような好循環につながっていくことが望まれる。

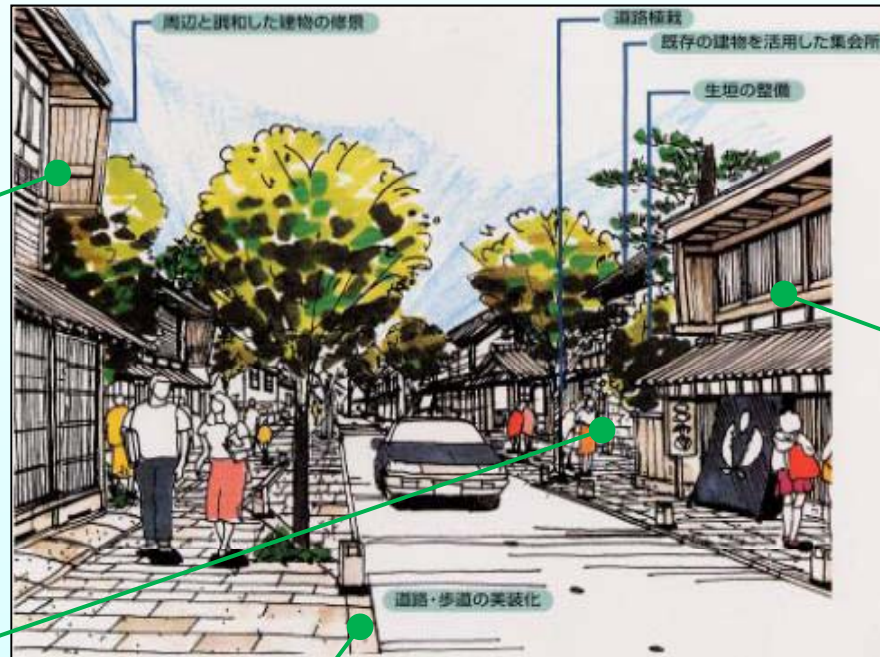
## IV. 景観法に基づく制度を活用した 取組を支援する事業



# 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)による支援

景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域等で面積1ha以上の地区について、地方公共団体、景観整備機構及び住民による景観形成の取組を支援。

住宅等の外観の修景



集会所等の生活環境施設の整備



地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



電線の地中化



景観重要建造物等の  
保全・活用に対する  
支援

**景観重要建造物の修理  
(耐震改修含む)費、  
買取費、移設費**

交付率

【直接補助】 1 / 3

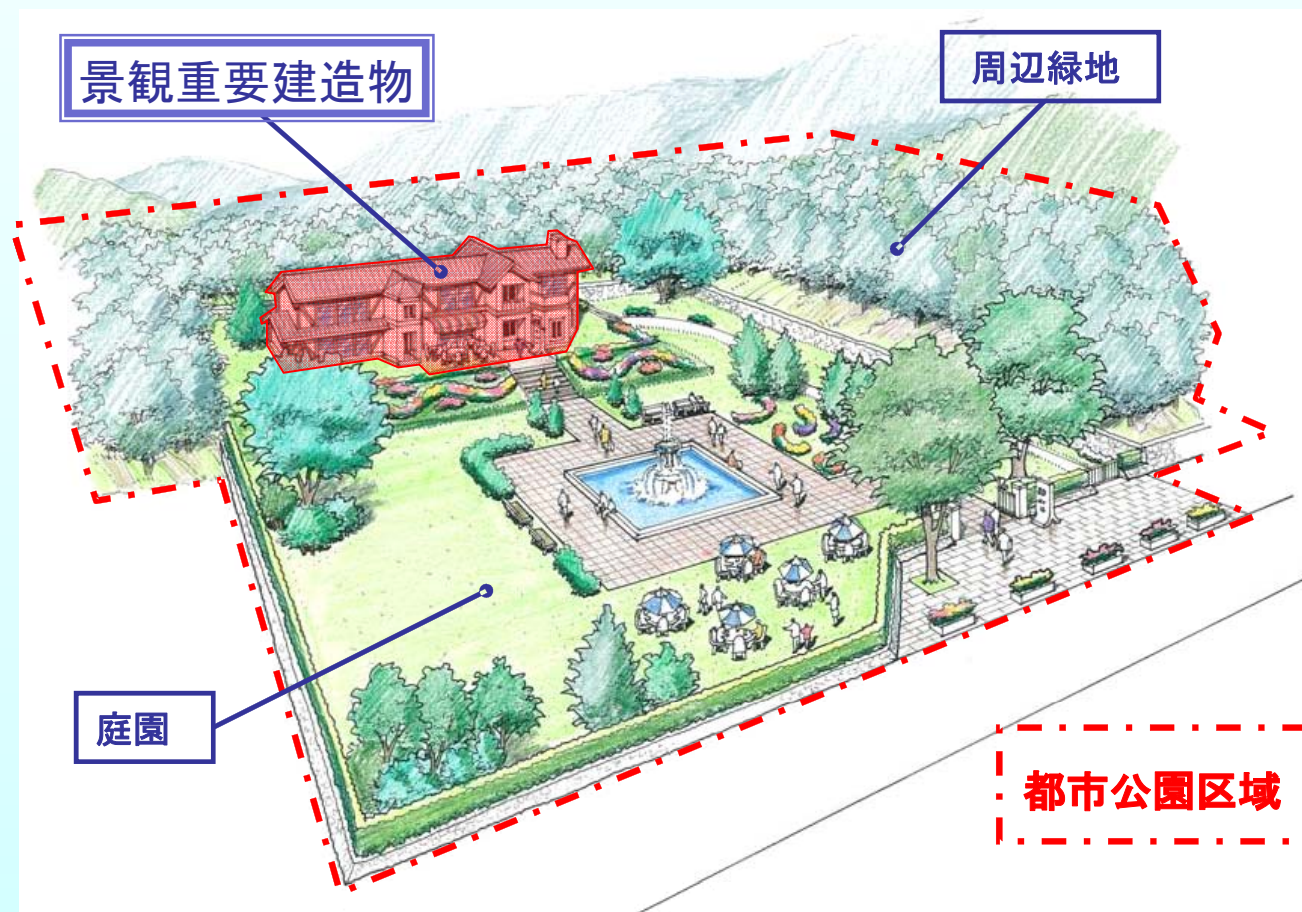
【間接補助】 事業主体の補助に要する費用の1 / 2又は補助事業費の1 / 3のいずれか低い額



※一般公開を行うものについては、内装の修理も支援

# 社会資本整備総合交付金(都市公園事業)による支援

都市公園等の整備水準が一定以上で、一般の都市公園事業が交付金の対象とならない市町村においても、景観重要建造物等を核とした都市公園の整備には、交付金を活用することが可能。



景観重要建造物等を活用する観光振興の拠点となる都市公園の整備

交付率

【直接補助】

施設1/2、用地1/3

※交付対象事業要件の一つである、都市公園等整備水準要件(1人当たり10m<sup>2</sup>未満等)が適用除外

# 民間まちづくり活動促進事業による支援 1/2

景観法による景観計画区域又は景観地区等における、景観協議会等による景観形成の取組を支援。

◆まちづくり計画・協定の策定支援、コーディネート支援 ※下表左側の太枠は、都市環境改善支援事業からの拡充に係る部分

## 法定のまちづくり計画等

法定の計画提案素案、協定の案を含むまちづくり計画案の作成及びコーディネート

- ・都市再生整備計画の提案素案
- ・都市利便増進協定、歩行者経路協定の案
- ・これらに関連するコーディネート

【直接補助】都市再生整備推進法人  
土地所有者等

補助率：1/2以内※

※地方公共団体負担は必須要件ではない（任意）  
※重点密集市街地におけるまちづくり計画案の作成は定額

## 任意のまちづくり計画等

エリアマネジメントに係る計画の策定及びコーディネート

- ・地区の土地利用、整備又は管理運営に関する計画の作成及びこれに関する立案・調整
- ・まちづくり組織の立ち上げ、まちづくりに係る多様な主体への意識啓発活動等のまちづくり活動

【直接補助】中心市街地活性化協議会、**景観協議会**、市町村都市再生整備協議会

補助率：1/2以内（かつ、地方公共団体負担額以内）

【間接補助】民間事業者等

補助率：1/3以内（かつ、地方公共団体負担額以内）

## ◆社会実験・実証事業等支援

都市利便増進協定又は歩行者経路協定に基づく施設の整備・活用

- ・広場の整備、通路の舗装の高質化、街灯や街路樹の整備、駐輪場の整備等
- ・広場等の公共空間を活用したイベント、オープンカフェ等の実施 等

【直接補助】都市再生整備推進法人

補助率：1/2以内（かつ、地方公共団体負担額以内）

まちの賑わい・交流の場の創出や都市施設の活用等に資する社会実験等

- ・オープンカフェ、イルミネーション等の地域のプロモートイベント
- ・街並みの魅力向上のための広告物の集約化、デザイン統一
- ・空き地・空き店舗等の活用
- ・コミュニティバス、レンタサイクル事業 等

【直接補助】中心市街地活性化協議会、**景観協議会**、市町村都市再生整備協議会

補助率：1/2以内（かつ、地方公共団体負担額以内）

【間接補助】民間事業者等

補助率：1/3以内（かつ、地方公共団体負担額以内）

## 自立的な事業展開

＜対象地区＞ 都市再生緊急整備地域、認定中心市街地活性化基本計画区域、認定歴史的風致維持向上計画の重点区域、都市再開発方針が定められた区域、**景観計画の区域、景観地区**、地区計画の区域等

# 民間まちづくり活動促進事業による支援 2/2

景観協定案の作成等、多様なまちづくり活動に活用可能。

## 民間の担い手による多様なまちづくり活動の例

### ○空き地・空き店舗等の活用促進

- ・空き店舗活用（テナント誘致等）



・公的空間の利活用



### ○地区のビジョン策定 ○街並みの規制・誘導等

- ・景観形成ルール、ガイドライン策定
- ・建築・景観協定案作成、運用



### ○まちづくりに関する協定策定

- ・都市利便増進協定の策定
- ・歩行者経路協定の策定



### ○協定に基づく施設の整備・活用

- ・広場の整備、通路の舗装の高質化、街灯や街路樹の整備、駐輪場等の整備 等



### ○地域の利便性の向上・生活支援サービス提供

- ・コミュニティバスの運営



### ○地域の快適性の維持・向上

- ・高質空間の形成（ストリートファニチャー、モニュメント、緑化施設等を設置）と管理



- ・屋外広告物の管理



- ・地域の美化緑化活動の推進
- ・迷惑駐車、迷惑駐輪の防止活動

### ○共有物等の維持管理

- ・公開空地等の共用空間の・集会所等の共有施設の一体的な管理



- ・ビル等の資産管理
- ・広場、駐車場等の共有地の維持管理

### ○公物の維持管理

- ・公園や河川敷等の管理
- ・道路や緑地の管理



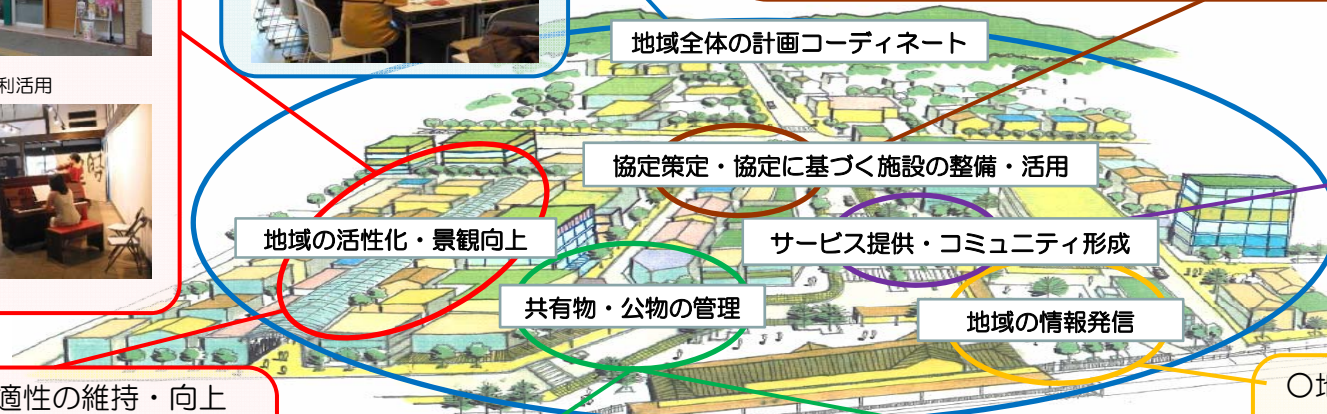
- ・コミュニティセンター等の公共公益施設の維持管理

### ○地域のPR・広報

- ・オープンカフェ
- ・地域イベントの開催



- ・ホームページや広報誌等による情報発信
- ・地域のプロモートイベント（イルミネーション等）の開催
- ・地域に関するシンポジウムの開催



# 民間まちづくり活動促進事業の事例（石川県七尾市 和倉温泉地区）国土交通省

○温泉街に調和した良好な景観形成のため、屋外広告物のルールを策定。広告物の撤去・集合化のための広告掲出用施設(集合看板)設置やその他の社会実験を行ない、持続的なエリアマネジメントを通して和倉温泉地区の景観向上を図る。

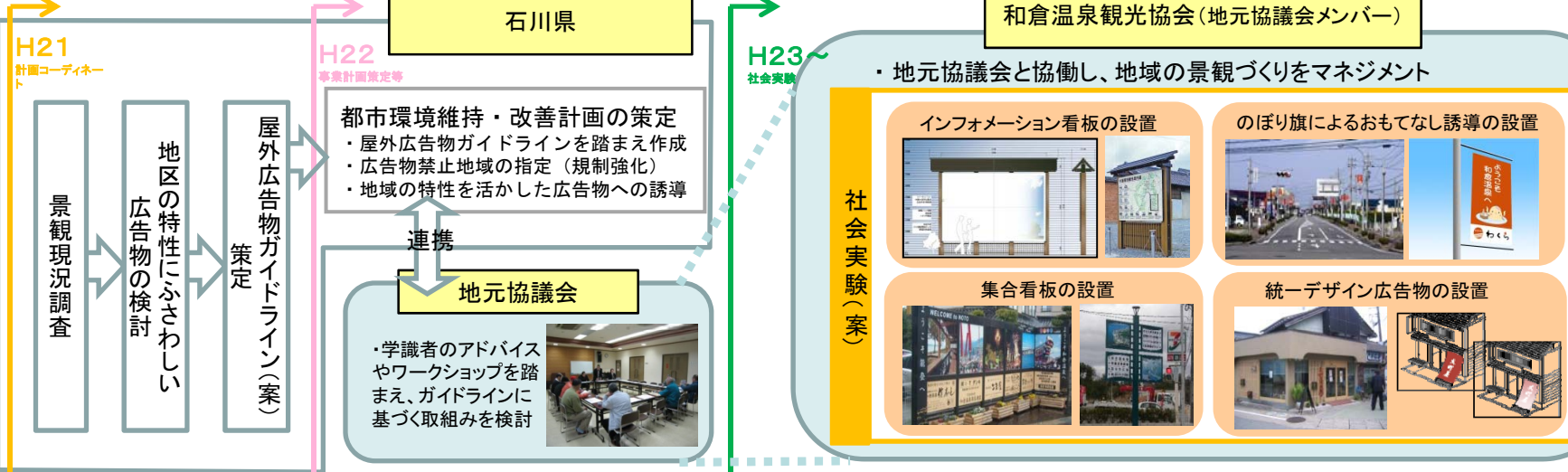
## 《事業概要》

- 地区概要 大型温泉旅館や飲食・娯楽施設が立地する能登半島の代表的な温泉地である和倉温泉のエントランスに位置。温泉地と市街地を結ぶアクセスとしても重要な役割を担う。
- 施行者 石川県・和倉温泉観光協会
- 総事業費 16百万円(うち、国費6百万円)
- 事業期間 平成21年度～平成24年度
  - 平成21～22年度 景観現況調査・屋外広告物ガイドライン(案)策定
  - 平成23～24年度 地域特性を活かした看板設置・アンケート調査等



エリアマネジメント  
主要道路両側100m  
支援事業区域

## ●事業の流れ



# 民間まちづくり活動促進事業の事例（京都府京都市 岡崎地区）

○京都市の「岡崎地域活性化ビジョン(平成23年3月策定)」に掲げる取組を推進するため、地域の施設や団体、事業者、行政、マネジメントの専門家などで構成するエリアマネジメント組織を立ち上げ、イルミネーション事業・神宮道の歩行者専用化等、地域と連携した様々な社会実験・実証事業や魅力づくりに取り組む予定。

## 《事業概要》

- 地区概要 平安神宮、京都会館、動物園、美術館等多彩な地域資源が集積。「都市景観100選」にも選定(H3:国土交通省)。来訪者年間500万人超の国内屈指の文化・交流ゾーン
- 施行者 京都市
- 総事業費 45百万円(うち国費16.7百万円、H24年度までの見込額)
- 事業期間 平成23年度～
 

平成23年度	エリアマネジメント組織の設立
平成24年度以降	社会実験・実証事業やその他官民による取組を予定

## ●岡崎地区概要



## ●岡崎地域活性化ビジョン

- ・岡崎地域の活性化の羅針盤として、平成23年3月京都市が策定。(学識者、市民、地域文化施設等関係者から構成される検討委員会でとりまとめ)。
- ・対象区域:右図コアゾーン(黄色枠組み)を中心とした検討対象エリア(水色円囲み)内

## ・ビジョン内容

○地域のポテンシャルと課題の洗い出し

### ○5つの将来像

- ・新たな歴史への挑戦
- ・創造する文化・芸術の都
- ・交流する観光・MICE※拠点
- ・継承する山紫水明の杜
- ・歩いて楽しい祝祭と賑わいの空間

※Meeting(会議)

Incentive(企業の報酬・研修旅行等),  
Convention(国際会議・学会等)  
Event/Exhibition(イベント・見本市等)の略

### ○将来像実現のための7つの方策

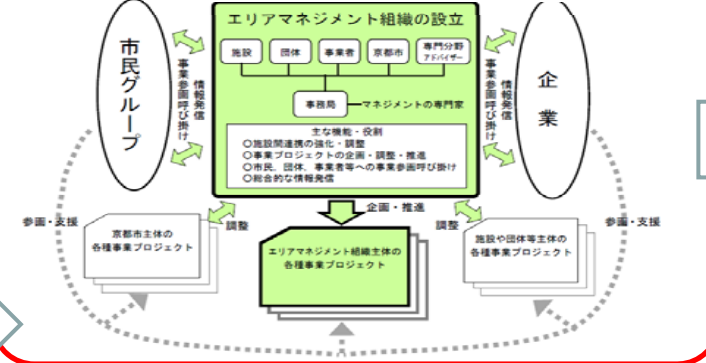
- ① 岡崎のエリアブランドを構築し、世界に向けて魅力・情報を発信
- ② 山紫水明の岡崎の魅力を創出する琵琶湖疏水と近代化遺産の保存と活用
- ③ 文化芸術・MICE拠点としての機能強化
- ④ 地域資源を結び、岡崎の総合的な魅力を高める、保全・創造の景観・まちづくり
- ⑤ 多くの人々が訪れたい新たな賑わい創出
- ⑥ 環境モデル都市をけん引する進取の取組の実践
- ⑦ 集客・国際観光拠点としての機能強化

○将来ビジョンの推進主体としてエリアマネジメント組織の設立が必要

## 【岡崎地域活性化懇談会(母体)】

平成18年4月設立。岡崎地域の活性化を目的とし、京都会館、京都市美術館、京都市動物園、左京区役所、平安神宮、南禅寺、神宮道商店街組合など19施設・主体が構成メンバー。これまで岡崎オータムフェスタ(各施設を巡るスタンプラリー、京都会館中庭でのオープンカフェ、手づくり市など)、岡崎桜回廊十石舟乗船者への散策マップ配布や各施設優待サービスの実施などに取り組んでいる。

## 「京都岡崎魅力づくり推進協議会」発足(平成23年7月) 【エリアマネジメント組織イメージ】



社会実験・実証事業の他、官民様々な取組を予定

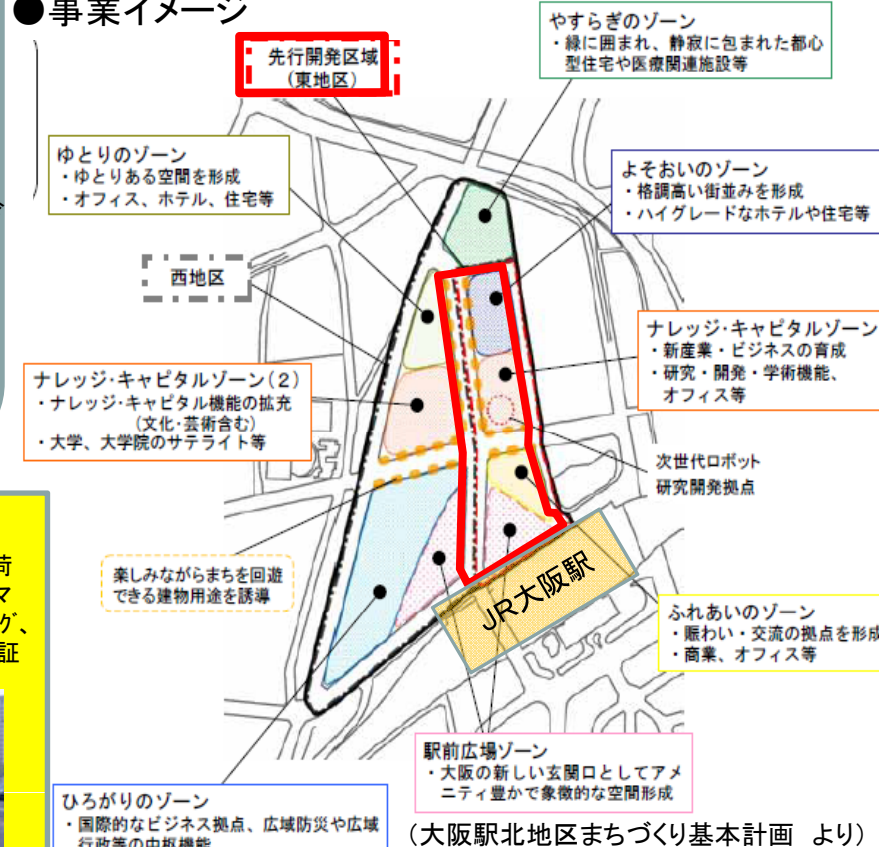
# 民間まちづくり活動促進事業の事例（大阪市北区 うめきた(先行開発区域)）

梅田のうめきた先行開発区域において、施設整備・基盤整備の段階から官民が連携し、民間敷地と一体的な公共空間(駅前広場、歩道)の管理・運営、まちの景観マネジメント、交通マネジメント等を実施。

## 《事業概要》

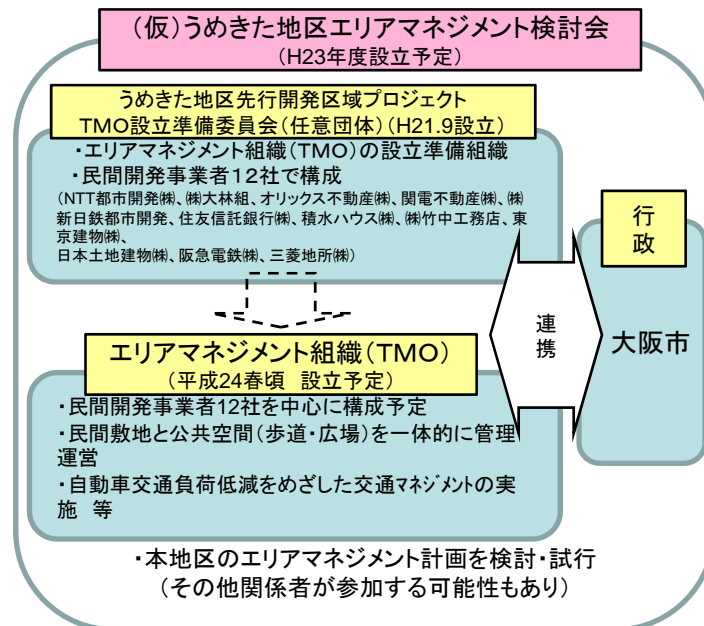
- 地区概要 西日本最大の交通拠点である大阪駅の北側に位置。関西経済再生の一翼を担うまちづくりを目指す。
- 施行者 (仮)うめきた地区エリアマネジメント検討会  
構成員(予定): TMO設立準備委員会・行政(大阪市)など
- 総事業費 60百万円(うち、国費20百万円)(予定)
- 事業期間 平成23年度～平成25年度
  - 平成23年度 取組の基本方針等検討
  - 平成24年度 都市環境維持・改善計画作成
  - 平成25年度 交通マネジメント等に関する実証事業の実施

## ●事業イメージ



(大阪駅北地区まちづくり基本計画 より)

## ●事業推進体制イメージ



### 【交通マネジメント】

- 地区の自動車交通負荷の低減をめざした交通マネジメント(フリッジパーキング、エリアバス等)の検討・実証

### 【まちの景観マネジメント】

- 景観ガイドラインの作成
- 景観マネジメントのルール作り

### 【公共空間・公共的空間の管理・運営】

- 民間敷地と一体的な公共空間(駅前広場、広幅員歩道)の管理・運営の検討

## V. その他の情報提供



# 1 景観まちづくり教育の推進について

- ・ 良好な景観形成を進めていくには、景観に関心を持ち、その形成を自らの問題と捉えることのできる人材の育成が不可欠。
- ・ そのためには、良好な景観(形成)に関する意識の啓発、知識の普及等を行う「**景観教育**」が重要。
- ・ 行政向け、学校向け、市民向けの景観教育ツールを提供。

(景観まちづくり教育HP: <http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/gakushu/index.htm>)

## 学校での景観まちづくり教育の手引き



## 学校での景観まちづくり教育のモデルプログラム(11種類)

## 学校での景観まちづくり教育の事例集

なお、(一財)都市文化振興財団において、景観まちづくり学習モデルプログラムの中から選んだプログラムを、授業や総合学習の時間等において取り組む小・中学校に対して、費用の助成を実施。詳しくはHP(<http://www.toshibunka.or.jp/josei.html>)を参照。  
**平成24年度第2回募集案内中(応募期間は8月27日から9月10日)**  
**(助成額:一校につき10万円、募集校数:15校程度)**



### 3 景観まちづくりに関する研修

○国土交通大学校

平成24年度 専門課程 景観・屋外広告物行政研修

**【研修目的】**

景観・屋外広告物行政に関わる行政担当者として、幅広い意識とビジョンの涵養、景観・屋外広告物行政に関する最新の専門知識の修得

- ① 景観計画、景観地区における基準策定、屋外広告物法等専門知識の修得
- ② 都市計画法、建築基準法、文化財保護法等の関連施策との連携について必要な専門知識の修得
- ③ これからの景観・屋外広告物行政のあり方について、多角的な考察・事例等についての知見の修得
- ④ 課題研究として具体地区における課題と解決方法等について班別討議を実施

**【研修期間】**

平成24年8月27日(月)～9月7日(金) 12日間

本年度の申し込みは終了

平成24年度 専門課程 観光・歴史まちづくり行政研修

**【研修目的】**

観光・歴史まちづくりに関わる行政担当者として、幅広い意識とビジョンを涵養し、観光・歴史まちづくり行政に関する最新の専門知識の修得

- ① 歴史まちづくり法に基づく計画策定等に必要な専門知識の修得
- ② これからの観光・歴史まちづくりのあり方について多角的な考察、事例等についての知見の修得

**【研修期間】**

平成24年9月10日(月)～9月14日(金) 5日間

本年度の申し込みは終了

### 3 景観まちづくりに関する研修

#### ○一般財団法人 全国建設研修センター 景観まちづくり研修

##### 【研修目的】

景観形成によるまちづくりを進めるため、景観誘導、屋外広告物対策などの景観行政に関する総合的な専門知識を修得するとともに、事例紹介や景観に関するワークショップなどを通じて、景観行政に関する実践的な知識を短期間で学ぶ。

##### 【研修期間】

平成24年7月23日(月)～7月27日(金) 5日間

##### 【教科目】

景観行政

景観形成の方策(土木景観、農村景観、文化的景観)

景観と政策法務

都市空間創造の実践

歴史的建造物等の保存と制度

色彩計画(ワークショップを含む)

屋外広告物(ワークショップを含む)

事例紹介(景観形成の取り組み)

景観教育

現地研修

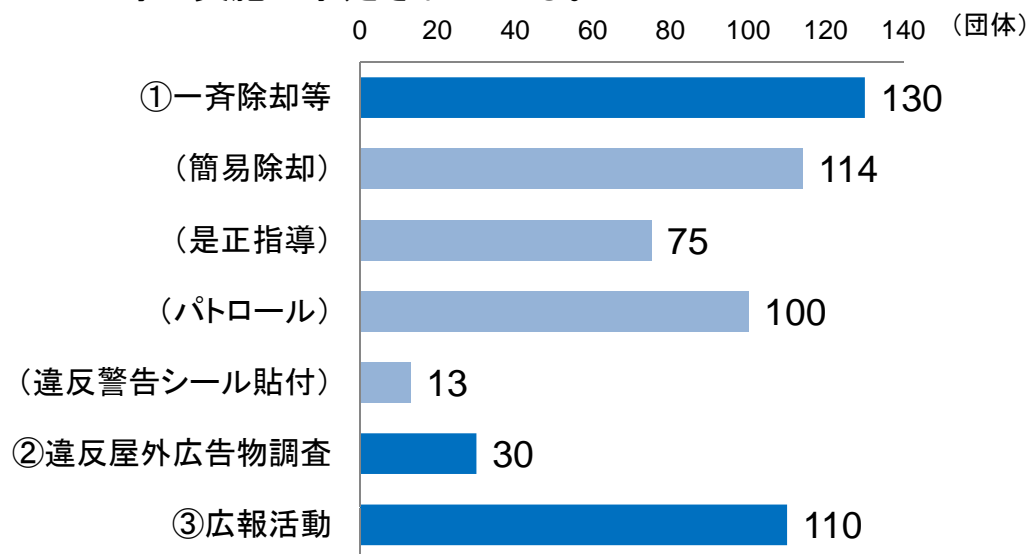
本年度の申し込みは終了

## 4 屋外広告物適正化旬間

- 国土交通省では、9月1日から10日までを「屋外広告物適正化旬間」に設定し、屋外広告物法及び同法に基づく条例の普及啓発、違反屋外広告物に対する国民や企業の意識啓発等を推進している。
- 当該旬間を中心として全国の地方公共団体において、関係団体とも連携し、屋外広告物の適正化に向けた取組が実施されている。

### 平成24年度「屋外広告物適正化旬間」における地方公共団体の取組予定

違反広告物の簡易除却や是正指導、違反広告物調査、屋外広告物の適正化についての広報、良好な屋外広告物を表彰するコンクールなどのイベント等が実施が予定されている。



平成23年度違反広告物協働除却隊出発式(奈良県)



第24回沖縄県広告美術コンクール(沖縄県)

※平成24年4月1日時点屋外広告物条例制定済の158地方公共団体へのアンケート調査結果（調査対象：47都道府県、20令市、41中核市、50景観行政団体）

## 5 情報提供など

### (1) 景観まちづくり

<http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/index.html>

景観法の施行状況、活用意向調査結果、平成21年度地域景観づくり緊急支援事業の取組成果等について、情報提供を実施

### (2) 歴史まちづくり

<http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/index.html>

歴史的風致維持向上計画の認定状況などについて、情報提供を実施

### (3) 景観ポータルサイト

[http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi\\_townscape\\_mn\\_000003.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_mn_000003.html)

国土交通省の美しい国づくりに関する情報提供を実施。

### (4) 景観行政ネット

<http://www.keikan-net.org/>

(財)都市づくりパブリックデザインセンターの運営するインターネットを利用した景観行政団体による景観行政に関する情報・意見の発信・交流システム。

# <参考>

# ◇景観行政団体

# 562地方公共団体

数字は、平成24年8月1日時点の施行状況

・都道府県(47都道府県) ・政令市(20市) ・中核市(41市) <その他の市町村:454団体>

都道府県	景観行政団体(都道府県、政令市、中核市以外)
北海道	小樽市、釧路市、清里町、美瑛町、平取町、東川町、長沼町、当別町、黒松内町、上富良野町
青森県	八戸市、弘前市
岩手県	平泉町、一関市、北上市、遠野市、奥州市
宮城県	登米市、松島町、多賀城市、塩竈市
秋田県	横手市、仙北市、小坂町
山形県	酒田市、鶴岡市、大江町、長井市、米沢市
福島県	南会津町、三春町、会津若松市、白河市、喜多方市、福島市
茨城県	つくば市、守谷市、水戸市、牛久市、桜川市、土浦市、古河市、石岡市、大洗町、つくばみらい市
栃木県	日光市、小山市、足利市、那須塩原市、佐野市、高根沢町、那須町、鹿沼市、栃木市
群馬県	伊勢崎市、富岡市、太田市、板倉町、中之条町、草津町、高山村、甘楽町、川場村、下仁田町、藤岡市
埼玉県	戸田市、八潮市、草加市、秩父市、新座市、川口市、三郷市、熊谷市、志木市、越谷市、春日部市、和光市、所沢市
千葉県	市川市、市原市、我孫子市、浦安市、館山市、佐倉市、流山市、松戸市、茂原市、香取市、袖ヶ浦市、御宿町、山武市、大網白里町、成田市、野田市、鎌ヶ谷市
東京都	世田谷区、府中市、新宿区、江東区、足立区、杉並区、墨田区、港区、町田市、目黒区、品川区、江戸川区、荒川区、練馬区、板橋区、八王子市、台東区、渋谷区、立川市
神奈川県	真鶴町、平塚市、小田原市、秦野市、鎌倉市、逗子市、藤沢市、茅ヶ崎市、座間市、三浦市、大和市、海老名市、厚木市、伊勢原市、箱根町、大磯町、湯河原町、葉山町、綾瀬市、南足柄市
山梨県	山梨市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲州市、甲府市、笛吹市、市川三郷町、早川町、富士河口湖町、小菅村、忍野村、山中湖村、道志村、身延町、中央市、甲斐市、富士川町、西桂町、鳴沢村、丹波山村、大月市
長野県	松本市、飯田市、佐久市、諏訪市、千曲市、小布施町、高山村、茅野市、小諸市、安曇野市、上田市、下諏訪町、山ノ内町
新潟県	新発田市、佐渡市、上越市、南魚沼市、村上市
富山県	高岡市、砺波市
石川県	加賀市、七尾市、輪島市、小松市、白山市
岐阜県	各務原市、多治見市、中津川市、美濃市、可児市、下呂市、大垣市、高山市、白川村、飛騨市、恵那市、美濃加茂市、瑞穂市、郡上市、本巣市、瑞浪市、関市、土岐市、坂祝町、池田町
静岡県	熱海市、富士市、三島市、伊東市、下田市、沼津市、湖西市、富士宮市、袋井市、掛川市、牧之原市、裾野市、島田市、伊豆の国市、御殿場市
愛知県	犬山市、長久手市、瀬戸市、半田市、常滑市、一宮市、みよし市、碧南市、春日井市



(前頁の続き)

都道府県	景観行政団体(都道府県、政令市、中核市以外)
三重県	伊賀市、四日市市、松阪市、伊勢市、鈴鹿市、桑名市、亀山市、志摩市
福井県	小浜市、大野市、勝山市、福井市、永平寺町、池田町、越前市、坂井市、鯖江市、敦賀市、あわら市
滋賀県	近江八幡市、高島市、彦根市、守山市、長浜市、栗東市、東近江市、草津市、甲賀市、野洲市
京都府	宇治市、南丹市、長岡京市、福知山市、宮津市、亀岡市、向日市、伊根町
大阪府	箕面市、豊中市、太子町、吹田市、岸和田市、茨木市、寝屋川市、交野市
兵庫県	伊丹市、三田市、篠山市、豊岡市、宝塚市、朝来市
奈良県	橿原市、明日香村、斑鳩町、生駒市、桜井市
和歌山県	高野町
鳥取県	倉吉市、鳥取市、米子市、三朝町
島根県	松江市、津和野町、大田市、出雲市、海士町、奥出雲町、江津市、益田市
岡山県	早島町、新庄村、瀬戸内市、真庭市
広島県	三次市、尾道市、呉市、廿日市市
山口県	萩市、宇部市、光市、山口市、岩国市、柳井市、防府市、下松市、周南市
徳島県	徳島市、小松島市、三好市、上勝町、那賀町、美馬市、つるぎ町、東みよし町
香川県	直島町、宇多津町、善通寺市、丸亀市、多度津町、土庄町、まんのう町、小豆島町
愛媛県	大洲市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西予市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、久万高原町、上島町、松前町、内子町、伊方町、愛南町、砥部町、東温市、松野町、鬼北町
高知県	梼原町、四万十市、四万十町、中土佐町、津野町、本山町
福岡県	糸島市、豊前市、八女市、柳川市、太宰府市、うきは市、行橋市、大牟田市、中間市
佐賀県	佐賀市、嬉野市、唐津市、武雄市、小城市、多久市
長崎県	平戸市、島原市、新上五島町、五島市、佐世保市、南島原市、小値賀町、対馬市、雲仙市、壱岐市、大村市、松浦市、波佐見町、諫早市、東彼杵町
熊本県	山鹿市、山都町、天草市、苓北町
大分県	別府市、由布市、臼杵市、宇佐市、日田市、杵築市、中津市、豊後高田市、国東市、竹田市
宮崎県	日南市、日向市、都城市、綾町、西米良村、日之影町、高千穂町、西都市、椎葉村、延岡市、高原町、小林市、都農町、門川町、串間市、高鍋町、美郷町、えびの市
鹿児島県	霧島市、さつま町、出水市、指宿市、南種子町、薩摩川内市、長島町、鹿屋市、阿久根市、中種子町、南大隅町、西之表市、志布志市、錦江町、屋久島町、南さつま市、南九州市、瀬戸内町、奄美市、曾於市、喜界町、始良市
沖縄県	石垣市、浦添市、那覇市、うるま市、宮古島市、南城市、読谷村、渡名喜村、久米島町、本部町、名護市、宜野座村、沖縄市、伊平屋村、今帰仁村、北谷町、竹富町、大宜味村

# ◇景観計画策定団体

# 338団体

都道府県:20団体、政令市:19団体、中核市:36団体、その他の市町村:263団体

下線 都道府県、政令市、中核市

u003Cp>

都道府県名	景観行政団体名	都道府県名	景観行政団体名
北海道	<u>北海道</u> 、 <u>札幌市</u> 、 <u>旭川市</u> 、 <u>函館市</u> 、清里町、平取町、東川町、長沼町、小樽市、当別町、黒松内町、釧路市、上富良野町	三重県	<u>三重県</u> 、四日市市、松阪市、伊賀市、伊勢市、鈴鹿市、桑名市、亀山市
青森県	<u>青森県</u> 、 <u>青森市</u> 、八戸市、弘前市	滋賀県	<u>滋賀県</u> 、 <u>大津市</u> 、近江八幡市、彦根市、高島市、長浜市、守山市、栗東市、東近江市
岩手県	<u>岩手県</u> 、 <u>盛岡市</u> 、一関市、遠野市、平泉町、北上市、奥州市	福井県	大野市、小浜市、福井市、永平寺町、坂井市、越前市、勝山市
宮城県	<u>仙台市</u> 、登米市	大阪府	<u>大阪府</u> 、 <u>大阪市</u> 、 <u>高槻市</u> 、 <u>堺市</u> 、 <u>豊中市</u> 、箕面市、太子町、吹田市、寝屋川市、岸和田市、茨木市
秋田県	<u>秋田市</u>	京都府	<u>京都府</u> 、 <u>京都市</u> 、宇治市、長岡京市、宮津市
山形県	<u>山形県</u> 、米沢市、酒田市、鶴岡市、大江町、長井市	兵庫県	<u>神戸市</u> 、 <u>姫路市</u> 、 <u>西宮市</u> 、 <u>尼崎市</u> 、伊丹市、三田市、篠山市
福島県	<u>福島県</u> 、喜多方市、白河市	奈良県	<u>奈良県</u> 、 <u>奈良市</u> 、橿原市、明日香村、斑鳩町、生駒市
茨城県	水戸市、つくば市、守谷市、牛久市、土浦市	和歌山県	<u>和歌山県</u> 、 <u>和歌山市</u> 、高野町
栃木県	<u>宇都宮市</u> 、日光市、小山市、那須町、那須塩原市、足利市、高根沢町、佐野市	鳥取県	<u>鳥取県</u> 、倉吉市、鳥取市、米子市
群馬県	<u>前橋市</u> 、 <u>高崎市</u> 、伊勢崎市、富岡市、太田市、板倉町、川場村、高山村、中之条町、甘楽町、下仁田町	島根県	松江市、出雲市、津和野町、大田市、奥出雲町
埼玉県	<u>埼玉県</u> 、 <u>さいたま市</u> 、八潮市、草加市、秩父市、川口市、戸田市、熊谷市、和光市、新座市、三郷市、志木市、所沢市	岡山県	<u>岡山県</u> 、 <u>岡山市</u> 、 <u>倉敷市</u> 、早島町、瀬戸内市、真庭市
千葉県	<u>千葉市</u> 、 <u>柏市</u> 、 <u>船橋市</u> 、市川市、我孫子市、流山市、市原市、浦安市、松戸市	広島県	<u>福山市</u> 、尾道市、三次市、呉市、廿日市市
東京都	<u>東京都</u> 、世田谷区、府中市、新宿区、江東区、足立区、港区、墨田区、町田市、目黒区、杉並区、品川区、江戸川区、練馬区、板橋区、八王子市、台東区、荒川区	山口県	<u>下関市</u> 、宇部市、萩市、周南市、柳井市、防府市
神奈川県	<u>横浜市</u> 、 <u>川崎市</u> 、 <u>相模原市</u> 、 <u>横須賀市</u> 、小田原市、秦野市、逗子市、鎌倉市、藤沢市、真鶴町、湯河原町、大和市、茅ヶ崎市、座間市、平塚市、大磯町、箱根町、海老名市、厚木市、葉山町	徳島県	上勝町、三好市
山梨県	山中湖村、北杜市、南アルプス市、忍野村、甲府市	香川県	<u>高松市</u> 、丸亀市、土庄町、宇多津町、善通寺市
長野県	<u>長野県</u> 、 <u>長野市</u> 、小布施町、松本市、飯田市、高山村、千曲市、諏訪市、佐久市、茅野市、小諸市、安曇野市	愛媛県	<u>松山市</u> 、宇和島市、内子町、上島町、大洲市、八幡浜市、今治市
新潟県	<u>新潟市</u> 、新発田市、上越市、佐渡市	高知県	<u>高知市</u> 、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町、四万十市
石川県	<u>石川県</u> 、 <u>金沢市</u> 、七尾市、輪島市、小松市、白山市、加賀市	福岡県	<u>福岡県</u> 、 <u>北九州市</u> 、 <u>久留米市</u> 、 <u>福岡市</u> 、豊前市、八女市、太宰府市、うきは市、柳川市
富山県	<u>富山市</u> 、高岡市	佐賀県	佐賀市、唐津市、武雄市
岐阜県	<u>岐阜市</u> 、各務原市、高山市、中津川市、下呂市、白川村、大垣市、可児市、多治見市、美濃市、美濃加茂市、郡上市、恵那市	長崎県	<u>長崎県</u> 、 <u>長崎市</u> 、平戸市、島原市、新上五島町、小値賀町、佐世保市、南島原市、五島市
静岡県	<u>静岡市</u> 、 <u>浜松市</u> 、熱海市、三島市、富士市、袋井市、富士宮市、下田市、湖西市、掛川市、沼津市、伊東市	熊本県	<u>熊本県</u> 、 <u>熊本市</u> 、山都町、山鹿市、天草市、苓北町
愛知県	<u>名古屋市</u> 、 <u>豊田市</u> 、 <u>岡崎市</u> 、犬山市、常滑市、半田市、瀬戸市、みよし市	大分県	<u>大分市</u> 、日田市、別府市、由布市、豊後高田市、中津市、臼杵市
		宮崎県	<u>宮崎市</u> 、綾町、日南市、西都市、日向市、延岡市、日之影町、椎葉村
		鹿児島県	<u>鹿児島市</u> 、薩摩川内市、出水市
		沖縄県	石垣市、浦添市、読谷村、うるま市、宮古島市、本部町、宜野座村、那覇市、南城市

## ◇景観地区 35地区

- ・北海道倶知安町： 1地区（ヒラフ高原景観地区）
- ・北海道ニセコ町： 1地区（ニセコアンヌプリ・モイワ山山麓地区景観地区）
- ・岩手県平泉町： 1地区（平泉町景観地区）
- ・宮城県仙台市： 2地区（定禅寺通景観地区、宮城野通景観地区）
- ・東京都江戸川区： 2地区（一之江境川親水公園沿線景観地区、古川親水公園沿線景観地区）
- ・神奈川県鎌倉市： 2地区（鎌倉地区、北鎌倉地区）
- ・神奈川県藤沢市： 2地区（江の島地区、湘南C-X地区）
- ・静岡県沼津市： 1地区（沼津市アーケード街美観地区）
- ・静岡県熱海市： 1地区（熱海市東海岸町景観地区）
- ・岐阜県各務原市： 2地区（テクノプラザ景観地区、グリーンランド柄山景観地区）
- ・三重県伊勢市： 1地区（内宮おはらい町地区）
- ・京都府京都市： 8地区（山ろく型美観地区、山並み背景型美観地区等）
- ・兵庫県芦屋市： 2地区（芦屋景観地区、芦屋川南特別景観地区）
- ・和歌山県高野町： 1地区（高野山景観地区）
- ・岡山県倉敷市： 1地区（倉敷市美観地区）
- ・島根県松江市： 1地区（塩見縄手地区）
- ・広島県尾道市： 1地区（尾道市景観地区）
- ・大分県大分市： 2地区（大分城址公園周辺地区、西大分港周辺地区）
- ・沖縄県石垣市： 3地区（観音堂地区、川平地域景観地区、獅子森景観地区）

## ◇準景観地区 3地区

- ・岩手県平泉町： 1地区（平泉町準景観地区）
- ・和歌山県高野町： 2地区（町石道周辺準景観地区、小辺路周辺準景観地区等）

## ◇景観協定の認可 26件

- ・北海道旭川市： 1件
- ・茨城県つくば市： 1件
- ・埼玉県： 1件
- ・埼玉県さいたま市： 1件
- ・千葉県浦安市： 1件
- ・千葉県市川市： 1件
- ・東京都府中市： 8件
- ・東京都杉並区： 1件
- ・岐阜県各務原市： 3件
- ・静岡県富士市： 1件
- ・兵庫県姫路市： 1件
- ・兵庫県西宮市： 1件
- ・滋賀県大津市： 1件
- ・佐賀県唐津市： 1件
- ・大分県由布市： 3件

## ◇景観協議会 12組織

- ・滋賀県近江八幡市： 近江八幡市風景づくり委員会（平成17年9月）
- ・滋賀県栗東市： 安養寺景観まちづくり協議会（平成24年5月）
- ・大阪府大阪市： 御堂筋地区景観協議会（平成18年12月）
- ・神奈川県真鶴町： 真鶴町景観重要公共施設協議会（平成19年6月）
- ・長野県飯田市： 飯田市景観協議会（平成20年1月）
- ・福井県大野市： 大野市景観協議会（平成20年4月）
- ・福井県越前市： 越前市景観協議会（平成21年10月）
- ・大分県大分市： 街路樹のきれいなまちづくり協議会（平成20年7月）
- ・栃木県日光市： 日光市景観協議会（平成20年10月）
- ・高知県四万十町： 四万十町景観協議会（平成21年4月）
- ・愛知県犬山市、岐阜県各務原市： 木曾川景観協議会（平成21年5月）
- ・宮城県仙台市： 杜の都景観協議会（平成21年7月）

## ◇景観農業振興地域整備計画策定団体 3団体

- ・岩手県一関市（平成19年6月）
- ・滋賀県近江八幡市（平成18年12月）
- ・福岡県豊前市（平成22年10月）

## ◇景観重要建造物 256件

・北海道東川町： 2件（旧町役場）	・東京都板橋区： 2件（住宅）	・京都府京都市： 54件（町家等）
・北海道札幌市： 2件（教会等）	・神奈川県逗子市： 1件（数奇屋建築）	・大阪府箕面市： 1件（住宅等）
・北海道黒松内町： 6件（ビクターセンター等）	・神奈川県鎌倉市： 1件（旧住宅）	・兵庫県伊丹市： 2件（洋風建築、酒蔵）
・青森県八戸市： 6件（蔵、塀等）	・長野県長野市： 7件（洋風建築等）	・和歌山県高野町： 1件（商家）
・山形県米沢市： 2件（西屋旅館、笹屋観音堂等）	・岐阜県各務原市： 15件（住宅主屋、蔵等）	・岡山県岡山市： 1件（木下利玄生家等）
・山形県大江町： 2件（住宅主屋、蔵等）	・岐阜県中津川市： 2件（酒造、住宅）	・山口県萩市： 6件（社殿、醤油蔵等）
・山形県寒河江市： 1件（橋梁）	・岐阜県岐阜市： 11件（住宅、土蔵等）	・山口県宇部市： 1件（銀行建築）
・福島県白河市： 2件（小峰城跡三重櫓・前御門等）	・静岡県静岡市： 6件（住宅等）	・徳島県上勝町： 8件（水車小屋等）
・茨城県土浦市： 3件（まちかど蔵大徳、矢口家住宅等）	・愛知県名古屋市： 5件（洋風建築）	・高知県梶原町： 16件（茶堂等）
・群馬県高崎市： 6件（音楽センター、住宅等）	・三重県鈴鹿市： 1件（旧住宅）	・高知県四万十町： 9件（高加茂神社等）
・埼玉県さいたま市： 2件（旧住宅等）	・三重県松阪市： 1件（住宅）	・長崎県長崎市： 8件（住宅等）
・埼玉県ふじみ野市： 1件（記念館）	・滋賀県大津市： 7件（灯台、駅舎等）	・熊本県熊本市： 2件（住宅）
・千葉県船橋市： 1件（風車）	・滋賀県彦根市： 18件（住宅等）	・佐賀県唐津市： 3件（城、旧住宅、旧銀行）
・東京都江東区： 4件（橋梁）	・滋賀県近江八幡市： 3件（寺院本堂）	・宮崎県宮崎市： 5件（県庁本館等）
・東京都江戸川区： 3件（名主屋敷等）	・滋賀県長浜市： 13件（山蔵）	・鹿児島県鹿児島市： 3件（石塀、武家門）

## ◇景観重要樹木 470件

・山形県大江町： 3本（カヤ、スギ、ケヤキ）	・神奈川県横須賀市： 151本（クスノキ、ケヤキ、フェニックス、サクラ他）	・滋賀県彦根市： 33本（マツ）
・山形県米沢市： 1本（マツ）	・神奈川県茅ヶ崎市： 4本（イチヨウ、タブノキ、クスノキ）	・奈良県橿原市： 1本（エノキ）
・石川県金沢市： 3本（アカマツ、ナラガシワ）	・神奈川県横浜市： 65本（イチヨウ）	・京都府長岡京市： 101本（ツツジ）
・茨城県土浦市： 5本（真鍋の桜）	・神奈川県平塚市： 50本（メタセコイア）	・島根県松江市： 1本（タブノキ）
・東京都新宿区： 3本（イチヨウ、ケヤキ）	・長野県高山村： 7本（サクラ、スギ）	・高知県梶原町： 1本（ハリモミ）
・東京都江戸川区： 3本（松）	・岐阜県可児市： 1本（スギ）	・高知県四万十町： 5本（天神杉等）
・東京都板橋区： 1本（ケヤキ）	・静岡県浜松市： 1本（スギ）	・熊本県天草市： 4本（アコウ、クス、センダン）
・埼玉県さいたま市： 3本（ツガ、ケヤキ、イチヨウ）	・静岡県富士市： 3本（イチヨウ、エノキ、マツ）	・鹿児島県鹿児島市： 5本（クスノキ、タブノキ、アコウ）
・埼玉県戸田市： 4本（ケヤキ、桜）	・静岡県三島市： 1本（イチヨウ並木）	・鹿児島県薩摩川内市： 2本（南瀬の夫婦イチヨウ）
・千葉県我孫子市： 6本（スダジイ、ケヤキ）		・宮崎県宮崎市： 2本（フェニックス）

## ※重要文化的景観 30件

出典）文化庁HP（H24.1.24時点）

・北海道沙流郡平取町： アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観（H19年7月）	・高知県高岡郡中土佐町： 四万十川流域の文化的景観上流域の農山村と流通・往来（H21年2月）
・岩手県遠野市： 遠野 荒川高原牧場（H20年3月）	： 久礼の港と漁師町の景観（H23年2月）
・岩手県一関市： 一関本寺の農村景観（H18年7月）	・高知県高岡郡梶原町： 四万十川流域の文化的景観上流域の山村と棚田（H21年2月）
・群馬県邑楽郡板倉町： 利根川・渡良瀬川合流域の水場景観（H23年9月）	・高知県高岡郡津野町： 四万十川流域の文化的景観源流域の山村（H21年2月）
・新潟県佐渡市： 佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観（H23年9月）	・高知県高岡郡四万十町： 四万十川流域の文化的景観 中流域の農山村と流通・往来（H21年2月）
・石川県金沢市： 金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化（H22年2月）	・佐賀県唐津市： 藤野の棚田（H20年7月）
・長野県千曲市： 姨捨の棚田（H22年2月）	・長崎県佐世保市： 佐世保市黒島の文化的景観（H23年9月）
・滋賀県近江八幡市： 近江八幡の水郷（H18年1月）	・長崎県平戸市： 平戸島の文化的景観（H22年2月）
・滋賀県高島市： 高島市海津・西浜・知内の水辺景観（H20年3月）	・長崎県五島市： 五島市久賀島の文化的景観（H23年9月）
・滋賀県高島市： 高島市針生・霜降の水辺景観（平成22年8月5日）	・長崎県北松浦郡小値賀町： 小値賀諸島の文化的景観（H23年2月）
・京都府宇治市： 宇治の文化的景観（H21年2月）	・長崎県南松浦郡新上五島町： 新上五島町北魚目の文化的景観（平成24年1月）
・奈良県高市郡明日香村： 奥飛鳥の文化的景観（H23年9月）	・熊本県上益城郡山都町： 通潤用水と白糸台地の棚田景観（H20年7月）
・徳島県勝浦郡上勝町： 櫻原の棚田（H22年2月）	・熊本県天草市： 天草市崎津の漁村景観（H23年2月）
・愛媛県宇和島市： 遊子水荷浦の段畑（H19年7月）	・大分県日田市： 小鹿田焼の里（H20年3月）
・高知県四万十市： 四万十川流域の文化的景観下流域の生業と流通・往来（H21年2月）	・大分県豊後高田市： 田染荘小崎の農村景観（平成22年8月）

## ◇景観整備機構

## 延べ90法人

- ・岩手県：NPO法人 緑の相談室  
：NPO法人 いわて景観まちづくりセンター
- ・岩手県平泉町：NPO法人 緑の相談室
- ・岩手県一関市：NPO法人 緑の相談室
- ・岩手県盛岡市：NPO法人 緑の相談室  
：NPO法人 いわて景観まちづくりセンター
- ・岩手県北上市：NPO法人 緑の相談室  
：NPO法人 いわてNPO-NETサポート
- ・岩手県遠野市：NPO法人 緑の相談室
- ・岩手県奥州市：NPO法人 緑の相談室
- ・茨城県：NPO法人茨城の暮らしと景観を考える会  
：（社）茨城県建築士会  
：（社）茨城県建築士事務所協会
- ・埼玉県：（社）埼玉県建築士事務所協会  
：NPO法人都市づくりNPOさいたま
- ・埼玉県川口市：（社）埼玉県建築士事務所協会
- ・埼玉県熊谷市：（社）埼玉県建築士事務所協会  
：NPO法人 住まいとまち創り集団木犀（モクセイ）
- ・千葉県：（社）千葉県建築士会  
：（社）千葉県造園緑化工事業協会
- ・東京都：NPO法人 渋谷・青山景観整備機構
- ・東京都練馬区：（財）練馬区都市整備公社
- ・神奈川県鎌倉市：（一社）ひと・まち・鎌倉ネットワーク
- ・長野県：（社）長野県建築士会
- ・長野県小布施町：（社）長野県建築士会
- ・長野県飯田市：（社）長野県建築士会
- ・長野県長野市：（社）長野県建築士会
- ・長野県松本市：（社）長野県建築士会
- ・長野県高山村：（社）長野県建築士会
- ・長野県千曲市：（社）長野県建築士会
- ・長野県佐久市：（社）長野県建築士会
- ・長野県諏訪市：（社）長野県建築士会
- ・長野県茅野市：（社）長野県建築士会
- ・福井県越前市：（社）福井県建築士会
- ・岐阜県岐阜市：（財）岐阜市にぎわいまち公社
- ・静岡県：（社）日本造園建設業協会  
：（公社）静岡県建築士会  
：（社）静岡県造園緑化協会
- ・静岡県三島市：（公社）静岡県建築士会
- ・静岡県浜松市：（公社）静岡県建築士会
- ・静岡県富士市：（公社）静岡県建築士会  
：（一社）富士建築士会
- ・静岡県袋井市：（公社）静岡県建築士会
- ・名古屋市：（財）名古屋都市整備公社
- ・三重県：（社）三重県建築士会
- ・三重県伊勢市：（財）伊勢文化会議所  
：（社）三重県建築士会
- ・三重県四日市市：（社）三重県建築士会
- ・三重県松坂市：（社）三重県建築士会
- ・京都市：（財）京都市景観・まちづくりセンター
- ・大阪市：（社）大阪府建築士事務所協会  
：（財）大阪市都市工学情報センター  
：（社）大阪府建築士会  
：（財）大阪市スポーツ・みどり振興協会
- ・大阪府箕面市：（社）大阪府建築士事務所協会  
：（社）大阪府建築士会
- ・大阪府吹田市：（社）大阪府建築士事務所協会  
：（社）大阪府建築士会
- ・奈良県：NPO法人 大和社中  
：NPO法人 住民の力  
：NPO法人 泊瀬門前町再興フォーラム
- ・奈良県明日香村：NPO法人 ASUKA自然塾
- ・岡山県：（社）岡山県建築士会
- ・岡山県倉敷市：（社）岡山県建築士会
- ・鳥取県：NPO法人 市民文化財ネットワーク鳥取
- ・鳥取県鳥取市：NPO法人市民文化財ネットワーク鳥取
- ・島根県松江市：NPO法人 まつえ・まちづくり塾  
：（社）島根県建築士会
- ・福岡県：（社）福岡県建築士会  
：NPO法人北九州ビオトップ・ネットワーク研究会
- ・福岡県久留米市：（社）福岡県建築士会
- ・熊本県：（社）熊本県造園建設業協会  
：（社）熊本県建築士会
- ・大分県：（社）大分県建築士会
- ・大分県中津市：NPO法人 中津まちなみ会
- ・宮崎県：（社）宮崎県建築士会  
：（財）宮崎県公園協会
- ・宮崎県宮崎市：（社）宮崎県建築士会
- ・宮崎県日向市：（社）宮崎県建築士会
- ・宮崎県日之影町：（社）宮崎県建築士会
- ・佐賀県：（社）佐賀県建築士会
- ・鹿児島県：（社）鹿児島県建築士会  
：（一社）鹿児島県造園建設業協会
- ・鹿児島県鹿児島市：（社）鹿児島県建築士会  
：（一社）鹿児島県造園建設業協会
- ・鹿児島県薩摩川内市：（社）鹿児島県建築士会  
：（一社）鹿児島県造園建設業協会
- ・沖縄県：（社）沖縄県建築士会  
：（社）沖縄県造園建設業協会  
：NPO法人沖縄の風景を愛さる会

# 景観整備機構指定状況の推移 (H24.8.1現在)

